

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	56 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	33 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	53 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 7 月に婚姻届の提出と併せて、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳が発行されたのを記憶している。

申立期間の国民年金保険料については、国民年金の加入当初から納付していたかは記憶に無いが、私の妻が長男を出産した直後である昭和 46 年*月に転居して年金の住所変更の手続を行った際、窓口の人に未納期間があることを指摘されたため、納付場所の記憶は無いが、納付書でまとめて納付した。保険料の月額が 300 円ぐらい、1 年分で 3,600 円ぐらいであったと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

昭和 45 年 7 月の婚姻届の提出に併せて、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った後、46 年*月に転居届を提出した際、申立期間の未納について指摘されたため、当該期間の国民年金保険料をまとめて納付したとする申立人の主張については、申立人の国民年金手帳記号番号が付与された前後の任意加入被保険者の資格取得日及び申立人の国民年金手帳の発行日から、申立人の国民年金の加入手続時期は 45 年 7 月頃と推認されること、並びに申立人は、申立期間の保険料を納付した時期をその長男が誕生した 46 年*月直後であると具体的に記憶しており、申立人が納付したとする保険料の月額も申立期間当時の金額とおおむね一致していることから、不自然さは見当たらない。

また、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることに加え、申立期間の保険料については、転居

届の提出に際して未納を指摘されたとする昭和 46 年*月頃の時点で過年度納付が可能であるなど、申立人が、申立期間の直前である 45 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分の保険料を過年度納付しながら、申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、60 歳まで 38 年間以上も継続して保険料を納付していることから、保険料の納付意欲が高いことが認められる。

加えて、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、市の被保険者名簿、特殊台帳及び国民年金手帳において、20 歳の誕生日の前日である「昭和 45 年*月*日」とされていたものが、オンライン記録においては、59 年 8 月になって訂正されていることが確認できるが、当該訂正を行う特段の理由は見当たらないことから、行政の記録管理の不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年4月まで

私は、平成2年12月に会社を退職し、派遣社員として働き始めた。3年4月に結婚し、第3号被保険者となる前の頃に母親から「国民年金保険料を未納にしてはならない。」と強く促されたことから、保険料を納付したことをはっきりと憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

平成3年4月の結婚後、第3号被保険者となる前の頃に申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の主張については、申立人の国民年金加入手続時期が、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の厚生年金保険被保険者資格喪失日などから、同年同月18日から同年5月8日までの間と推認でき、申立人が第3号被保険者となったのは、同年同月であることから、加入手続の時点から第3号被保険者となるまでに申立期間の保険料を納付することが可能であり、不自然な点は見当たらない。

また、申立人に国民年金の加入を勧めたその母親は、「娘（申立人）が高校生のとき、夫に先立たれたこともあり、年金には非常に関心があった。娘に対しては、自分の経験からも将来のことを考え、年金に加入しておくよう折に触れ諭していた。」と述べている上、母親自身も、国民年金の加入期間においては、国民年金保険料を全て納付し、保険料を前納している年度もみられるなど、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

さらに、申立期間は1回、かつ4か月と短期間である上、申立人は、結婚に伴う氏名変更手続及び転居に伴う住所変更手続も適切に行っていることが

申立人の所持する年金手帳からうかがえ、国民年金に対する関心は高かったと認められることから、このような申立人が加入手続を行いながら、納付可能な申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月

私が20歳になった平成13年*月頃に、母親が、市役所に出向いて、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、母親が、国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成13年*月頃に、その母親が、市役所に出向いて申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、申立人の国民年金保険料の納付状況はオンライン記録上、同年8月以降の保険料は、月末日又は月末日が休日の場合はその翌日に収納されていることが確認できることから、申立人の加入手続は、同年*月に行われたことが推認できる上、申立人の母親は、同年同月に、自分が市役所で申立人の国民年金の加入手続を行った旨証言していることから、申立人の主張に不合理な点は認められない。

また、申立人は、その母親が、申立人の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、その母親は、申立人の国民年金保険料の口座振替手続を行った際に、納付書で申立期間の保険料を納付した旨証言しており、申立人が居住している市の市役所からは加入手続をした被保険者には納付書と口座振替依頼書を送付していたとの回答が得られている上、納付したとする金額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、その母親の証言には信憑^{びよう}性が認められ、かつ申立人の申立期間直後の平成13年8月以降の国民年金被保険者期間の保険料は、全て納付されていることを踏まえれば、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行っておきながら、加入

当初の1か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考える方がむしろ不自然である。

さらに、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の父親の収入から納付したと述べているところ、その父親の申立期間当時の標準報酬月額は、最高等級に近い等級であったことが、オンライン記録により確認できることから、その父親は、申立期間の保険料を納付するだけの資力を有していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月

私が20歳になった平成13年*月頃に、母親が、市役所に出向いて、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。その後、母親が、国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成13年*月頃に、その母親が、市役所に出向いて申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているところ、申立人の国民年金保険料の納付状況はオンライン記録上、同年8月以降の保険料は、月末日又は月末日が休日の場合はその翌日に収納されていることが確認できることから、申立人の加入手続きは、同年*月に行われたことが推認できる上、申立人の母親は、同年同月に、自分が市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行った旨証言していることから、申立人の主張に不合理な点は認められない。

また、申立人は、その母親が、申立人の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、その母親は、申立人の国民年金保険料の口座振替手続きを行った際に、納付書で申立期間の保険料を納付した旨証言しており、申立人が居住している市の市役所からは加入手続きをした被保険者には納付書と口座振替依頼書を送付していたとの回答が得られている上、納付したとする金額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、その母親の証言には信憑^{びよう}性が認められ、かつ申立人の申立期間直後の平成13年8月以降の国民年金被保険者期間の保険料は、全て納付されていることを踏まえれば、その母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行っておきながら、加入

当初の1か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考える方がむしろ不自然である。

さらに、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の父親の収入から納付したと述べているところ、その父親の申立期間当時の標準報酬月額は、最高等級に近い等級であったことが、オンライン記録により確認できることから、その父親は、申立期間の保険料を納付するだけの資力を有していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から54年12月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

私の父親は、時期や場所は分からないが、将来のことを考えて私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料について、私は、市役所の職員から過去の未納分の保険料を分割して納められるとの電話があったため父親に相談したところ、金額や分割した回数は分からないが、父親が毎月の保険料と一緒に未納分の保険料を分割し、郵便局又は金融機関で納付していたことを記憶している。申立期間②の保険料については、私が金融機関の出張所で元妻の保険料と一緒に納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、金融機関の出張所でその元妻の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、当該期間前後の保険料は夫婦二人分を一緒に納付していることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその元妻の申立期間②の保険料は納付済みである上、当該期間は3か月と短期間である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人

の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付番された任意加入者の資格取得日から、昭和 57 年 1 月と推認でき、その時点で、申立期間①のうち、ほとんどの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間①から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①について、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行った後、遡って国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当該期間後である昭和 55 年 1 月以降の保険料が過年度納付されていることが申立人の被保険者台帳により確認できることから、その主張は、父親が 57 年 1 月に申立人の国民年金の加入手続を行った後、55 年 1 月以降の保険料を遡って納付したことを記憶していることによるものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年3月まで
② 昭和50年7月から52年3月まで

私は、昭和38年12月に結婚し、申立期間①については、妻が自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、妻は集金人が訪問する都度、必ず保険料を納付していた。

申立期間②については、妻が送付されてきた納付書を用いて夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、保険料の納付書や通知が届いたら必ず納付しているはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する国民年金手帳の発行日及び夫婦には連番で国民年金手帳記号番号が付与されていることなどから、申立人は、昭和38年12月の結婚の際に、国民年金の加入手続きを行い、同年4月に遡って国民年金保険料の納付を開始したと推認できることに加え、申立人が申立期間①当時に居住していた市では保険料徴収員を配置していたことが確認できることから、その妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたとする申立内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間①は3か月と短期間であり、当該期間の前後の国民年金保険料は納付済みで、前後を通じて、納付が困難であった特別な事情も見当たらないことから、申立人が申立期間①の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間②について、特殊台帳には昭和 52 年度に過年度分の国民年金保険料の納付書が発行された旨が記載されているが、申立人は、納付書等が届けば、その妻が必ず保険料を納付しているはずと述べるにとどまり、保険料を納付していたとするその妻は、保険料を遡って納付した記憶が定かではないなど、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②のうち、昭和 50 年 10 月から 52 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金保険料と一緒に自身の保険料を納付していたとするその妻の保険料についても未納となっている上、特殊台帳には申立人と同様に昭和 52 年度に過年度分の保険料の納付書が発行された旨の記載があることを踏まえると、申立期間②の保険料については、納付があったと考えることは困難である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5082

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月

昭和47年8月頃、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。

その後、昭和50年に結婚し、引っ越しをしてからは、私が自宅に来た区役所の集金人に国民年金保険料を納付していた。

私は国民年金に加入してから、空きがないように国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間であり、申立人は、結婚後も国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることに加え、申立人の所持する国民年金手帳及び申立期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿によると、住所変更手続きを適切に行っていたことが確認できることから、国民年金の関心及び保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に変化はみられないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 3 月に学校を卒業後、同年 4 月から委託契約で勤務した会社から国民年金に加入するよう言われたため、42 年頃、区役所で加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、43 年 3 月に遡ってまとめて納付した。私は、申立期間の領収書を所持しているため、保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 43 年 3 月に過年度納付したと主張しているところ、申立人は、申立期間に係る保険料の領収書を所持しており、申立期間の保険料を納付した事実が確認できる上、申立人が 41 年 3 月に学校を卒業していることが申立人の卒業証書により確認できることから、申立人は、申立期間は国民年金の強制加入被保険者であるにもかかわらず、事実と異なる資格喪失手続が行われており、当時における行政側の事務処理に不手際が認められる。

また、申立人の国民年金被保険者名簿では、資格取得日が昭和 42 年 4 月 1 日と記載された後に 41 年と訂正されているが、特殊台帳では資格取得日が 41 年 4 月 1 日と記載された後に 42 年と訂正されている上、申立人の特殊台帳及び国民年金手帳では、申立人の氏名が誤って記載されていることから、当時における行政側の記録管理に不備が認められる。

さらに、申立人は、昭和 43 年 3 月に申立期間の国民年金保険料を過年度納付し、その直後に申立期間の国民年金の被保険者資格が喪失されており、当時における事務処理に不自然さが認められる。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回にわたり適切に行うなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から9年5月まで

私が20歳になった平成8年*月頃に、市役所から、国民年金に加入するようにとの通知が届き、加入する旨を記入して返送したところ、国民年金保険料の納付書が送られてきた。納付書と一緒に口座振替の依頼用紙が入っていたので、すぐに、口座振替の手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、母親が、送られてきた納付書により金融機関で納付した。

最近見付かった父親の平成9年分の確定申告書の社会保険料控除欄の国民年金保険料の欄に記載されている金額は、私の8年11月から9年12月までの保険料と姉の同年1月の保険料の合計金額と一致しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年*月頃に、市役所から、国民年金に加入するようにとの通知が届き、加入する旨を記入して返送したところ、国民年金保険料の納付書が送られてきたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、20歳になった者に対して国民年金の加入勧奨通知を送付し、このうち、加入する旨を記載して返信してきた者には、年金手帳及び保険料の納付書を送付していたことが確認できることから、申立人の主張と一致する。

また、申立人から提出されたその父親の平成9年分の確定申告書の社会保険料控除欄の国民年金保険料の欄に記載されている金額は、申立人が主張する申立人の8年11月から9年12月までの保険料及びその姉の同年1月の保

険料の合計金額と一致している上、申立期間直後の同年6月から同年12月までの保険料は、納付済みとされていることから、7か月と短期間である申立期間の保険料が納付されていたと考えるも特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、その母親が、送付されてきた納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、その母親は、「娘が、国民年金に加入する旨の返事を出してしまったために、納付書と口座振替の手続を行う用紙が届いてしまった。仕方なく、口座振替の手続を行うとともに、口座振替による納付を開始できるまでの期間について、納付書により保険料を納付した。」と証言しており、申立期間当時の保険料の納付状況を鮮明に記憶している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は昭和 47 年 10 月に結婚したことを契機に実家を出て転居をした。私の国民年金保険料については、結婚前の同年 9 月までは、私の母親が、私の兄の分と一緒に納付していた。結婚の際、母親から国民年金手帳を渡され、「9 月までは納めてあるから、結婚後はすぐにこの手帳を持って役所に行き、10 月からは自分で納めるように。」と言われたことを憶えている。

私は、母親に言われたとおり、新婚旅行から帰るとすぐ、新しく居住することになった区の区役所に国民年金手帳を持って手続に行き、昭和 47 年 10 月から自分自身で国民年金保険料を納付することにした。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を自身の分に加え、申立人及びその兄の分も納付していたとする申立人の主張については、申立人とその兄の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認できる上、申立人と同居していたとするその母親及びその兄は当該期間を含む加入期間の保険料を納付済みであり、申立人も、申立期間直前までの加入期間の保険料を納付済みであることから、信憑性が認められる。

また、申立人の母親は、昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、加入期間における国民年金保険料を完納しており、申立人と共にその母親が保険料を納付したとする申立人の兄についても保険料に未納は無いことから、申立人の母親の国民年金に関する意識及び保険料の納付意欲は高かったと認められ、

その母親が申立人についてのみ 47 年 4 月から同年 9 月までのわずか 6 か月の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間のうち、結婚後の昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月までの期間について、母親の勧めにしたがって自分自身で国民年金保険料を納付することにしたと述べているが、申立人の所持する国民年金手帳に、47 年 10 月 5 日に強制加入被保険者の資格を喪失し、同日に任意加入被保険者としての資格を取得している記載があること、及び申立人の被保険者台帳が、同年 12 月に結婚前の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）から、結婚後の住所地を管轄する社会保険事務所に移管されていることから、申立人は同年 10 月に区役所で被保険者に係る手続を行ったと推認できる。

加えて、申立人は、昭和 48 年 4 月以降も、61 年 4 月に第 3 号被保険者となる直前まで国民年金に任意加入し国民年金保険料を全て納付していることに加え、平成 14 年 5 月には、その夫の厚生年金保険被保険者の資格喪失に伴う第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更も適切に行うなど、国民年金への意識及び保険料の納付意欲は高かったと認められ、このような申立人が昭和 47 年 10 月に強制加入被保険者から任意加入被保険者への変更手続を行いながら、直後のわずか 6 か月の保険料を未納にしたとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年9月まで

私は、昭和46年12月に結婚してすぐに、国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続きを行い、その後、第3号被保険者になるまで、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年12月に結婚してすぐに、国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続きを行い、その後、第3号被保険者になるまで、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続きは、同年同月に行われたことが、申立人の特殊台帳により確認できる上、申立期間を除く同年同月から61年4月に第3号被保険者となる前月までの保険料は全て納付済みとされていることから、申立人の主張に不自然なところはない上、申立人の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、昭和47年4月から申立期間直前の50年3月までの国民年金保険料は、現年度納付されていることが、申立人の所持する領収書により確認できる上、申立期間直後の同年10月から61年3月までの保険料も、現年度納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人が、6か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間の前後を通じて、申立人の夫の職業に変更は無く、申立期間当時のその夫の標準報酬月額は、最高等級に近い等級で推移していたこ

とが確認できることから、その夫は、申立人の国民年金保険料を納付するだけの十分な資力があったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5087

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月

私は、時期は定かではないが、私の両親から国民年金に加入することを勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、金額は定かではないが、加入手続を行った後、納付書により金融機関で納付していた。私は、常に国民年金の納め忘れが無いように気を付けており、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び住所変更手続も適切に行ってきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所で国民年金の加入手続を行った後、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 4 月に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間の保険料は過年度納付により納付することは可能であった上、昭和 63 年 3 月 31 日の通達によると、社会保険事務所（当時）は、過年度保険料の未納者に対して、「市長村窓口で納付書を常備するなど、未納者が保険料納付しやすい環境を整備すること」とされていること、及び申立人の居住していた市では、被保険者に差し迫った事情等がある場合、市役所及び支所での手続であれば、加入手続と同時に「現年度・過年度分納付書」を発行していたことが確認でき、申立人は、申立期間についての納付書を受け取っていたものと考えられることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の国民年金の保険料月額、申立期間直後の納付済みとなっている昭和 62 年 4 月以降の保険料月額よりも安価であることから、申立

人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、住所変更手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から51年9月まで

私は、20歳になった昭和48年*月に、私の父親から国民年金に加入することを勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行った。私は、当時、短大生であり、卒業後は、家業であるA会社に就職したことから、その会社が厚生年金保険の適用事業所となる前の63年6月まで、父親が自分たち夫婦及び私の計3人分の国民年金保険料を納付していた。一緒に保険料を納付していた私の両親の申立期間の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その父親から国民年金に加入することを勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行った後、父親が自分たち夫婦と一緒に申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の父親の申立期間の保険料は納付済みである上、その父親は、国民年金制度創設時から60歳に到達するまでの保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金の加入手続は前後の国民年金手帳記号番号が付番された任意加入者の資格取得日から、昭和53年5月2日と推認でき、その時点では、申立期間のうち、51年4月から同年9月までの保険料は遡って納付することが可能な期間であり、その当時の過年度保険料の取扱いとしては、社会保険事務所（当時）から未納者に対して、納付書を発行していたことが確認できること、及び当該期間直後の保険料は過年度納付により納付されていることが確認できる上、申立人は、申立期間についての納

付書を受け取っていたものと考えられることから、納付意識の高いその父親が、申立人の国民年金の加入手続が行われた時点で遡って納付することが可能な51年4月から同年9月までの保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

- 2 一方、申立人は、その父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、申立期間のうち、昭和48年10月から51年3月までの保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できる昭和53年5月の時点では、申立期間のうち、48年10月から51年3月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和48年10月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 49 年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 49 年 7 月から同年 12 月まで

昭和 36 年 4 月頃、私は役場から通知が届いたため、住み込みで勤務していた会社の社長から「歳をとってから頂けるものだから、将来のために加入して保険料を納めておきなさい。」という勧めがあり、国民年金の加入手続を役場で行った。国民年金手帳については、社長から大切にすることと言われたことを憶えている。その手帳については、他県に転出する際に実家に置いてきてしまい、兄が処分してしまったが、その後発行された 2 冊の手帳より濃い茶色だったと思う。

申立期間①の国民年金保険料については、初年度は加入手続時に、翌年度も年度初めにそれぞれ私が 1 年前納を行い、月額保険料は 100 円で、1 年分で保険料額は 1,200 円となるどころ、割引があったと記憶している。

申立期間②について、私は、結婚後の昭和 40 年 5 月頃、夫と一緒に区役所で国民年金の手続を行い、結婚前において既に国民年金に加入している旨を窓口で述べたところ、大丈夫だと言われたことを憶えている。結婚後の国民年金保険料については夫が全て納付してくれており、夫は保険料額及び納付頻度等の記憶は無いが、遅れても未納にしたことは無いと言っている。申立期間①が未加入及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入を勧めたとする当時の勤務先の社長に言われたとする内容、国民年金手帳の色、納付した国民年金保

険料額、1年前納を行い保険料の割引があったことなどを具体的かつ鮮明に記憶していることに加え、申立期間当時、申立人が記憶しているとおりの色の国民年金手帳が発行されていること、及び実際の月額保険料額は100円であり、1年分を前納すると保険料が割り引かれる制度があったことが確認できることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

また、申立期間以外に申立人が国民年金保険料を納付しているいずれの期間においても、前納を行った記録が認められず、申立人が他の期間における前納と思い違いをしている可能性は小さいことに加え、申立人に国民年金の加入を勧めたとする会社社長の名前及びその家族の名前についても、申立人が記憶しているとおりであり、当時一緒に働いていたとする同僚のものとうかがわれる国民年金の加入記録も確認できることから、申立人は、社長の勧めに従って加入手続を行った上で、申立期間①の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間①は、24か月と比較的短期間であり、申立人は当時住み込みで働いていたとしており、国民年金保険料を納付することが困難であったことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は申立期間①の保険料を納付したと考えても不合理ではない。

加えて、申立期間②について、申立人は結婚後の昭和40年5月頃、夫と一緒に区役所で国民年金の加入手続を行い、その夫が申立人の国民年金保険料を納付していたとしている。申立人が主張するとおり、申立人は同年同月頃にその夫と同時に国民年金に加入し、同年同月からの保険料の納付を開始していることが確認できることに加え、申立人は、申立期間②の前後の保険料を納付済みであり、申立期間②当時、申立人及びその夫の居住地及び職業に変更は無く、生活状況の変化は認められず、申立期間②の保険料を納付することが困難であったとうかがわせる事情も見当たらないことから、6か月と短期間である申立期間②の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和36年4月から38年3月までの期間及び49年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5090

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年9月まで

私は、国民年金の加入手続後、国民年金保険料については金融機関で全て納付しているはずである。申立期間の前後の期間の保険料については、納付済みであるにもかかわらず、申立期間の6か月間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号の払出日などから、昭和57年7月頃に国民年金の加入手続を行っているとは推認され、遡って納付可能な55年4月以降の保険料を1年分まとめて57年7月に過年度納付していることが特殊台帳から確認できる上、申立期間の直後の6か月分の保険料についても一括して過年度納付しているなど、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は1回、かつ6か月と短期間であり、加入手続を行って以降、申立人の住所の変更は無いなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することが困難であったことをうかがわせる特段の事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後においては国民年金保険料の未納が無く、昭和57年度からは口座振替による保険料の納付も開始しており、保険料の納付意欲が高かったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年6月まで

私が平成6年3月に会社に就職したことを契機に、母親が区役所の年金課で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った際に、職員から、「今までの国民年金保険料が未納となっているので、今だったら納付することができる。」と言われ、母親が、すぐに納付書により金融機関で3万円ぐらいを未納が無いように納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年3月頃に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年4月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の保険料を遡って納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を3万円ぐらい納付したと主張しているところ、その保険料額は、申立期間について納付した場合の金額とおおむね一致している上、その母親は、「娘（申立人）が会社に就職した後に、娘が20歳になって以降の未納となっていた保険料を、金融機関で3万円ぐらい納付した。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月から43年8月までの期間及び同年10月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から46年9月まで

私が兄の経営する会社で働いていた頃、私の兄は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。しばらくした後、私は、兄から検認印が押された私の国民年金手帳を渡され、現在も所持しているにもかかわらず、申立期間が国民年金の未加入期間で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その兄が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が兄から渡されたとする国民年金手帳には、交付日が昭和42年6月23日と記載されていることから、その兄は、その時期に申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点で申立期間の保険料は納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の所持している国民年金手帳には、申立期間のうち、昭和42年4月から46年9月までの期間について検認印が押されていることが確認できる上、申立人が申立期間当時居住していた村の被保険者名簿には、申立期間のうち、41年4月から46年3月までの国民年金保険料が納付済みである旨の記載が確認できる。

さらに、その被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険に加入したことにより申立人の国民年金の資格記録が取り消された旨の記載があるが、当該記録が取り消されたのであれば、納付済みとなっている国民年金保険料については還付処理されるべきであるところ、保険料の還付が行われた旨の記載は

確認できない上、還付処理が行われた場合に保存されるべき申立人の国民年金被保険者台帳が現存していないことから、申立期間当時、行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年8月までの期間、43年9月及び同年12月から46年9月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月まで

私は、はっきりした時期は憶^{おぼ}えていないが、国民年金に加入する必要性があったため、加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が、自宅に来た集金人又は納付書により、区役所や金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅に来た集金人又は納付書により区役所か金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳は昭和 47 年 10 月 18 日に発行されており、その時点で、申立期間の保険料は納付書により金融機関で過年度納付することが可能であり、また申立人が居住していた地域では、当時、徴収員制度及び納付書制度が実施されていたことが確認でき、申立期間直後の保険料は現年度納付したものと考えられることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立期間の前後を通じて申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である上、申立期間は 7 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 5094

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私が昭和 37 年に長女を出産する前に、自宅に来た集金人から、「国民年金制度ができたので入ってください。」と言われたので、私が、私及び夫の国民年金の加入手続を行った。

その後、3 か月ごとに集金人が来たので、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、その妻が納付していたとする金額は、申立期間当時の保険料額と一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、国民年金加入期間に保険料の未納は無い上、申立人が厚生年金保険に加入後も国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているその妻の申立期間の納付記録は、納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 5095

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、大学を卒業した昭和 43 年頃に、市役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、55 年 8 月に転居した後、前住所地の市役所が発行した昭和 55 年度の納付書により、金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 8 月に転居した後、前住所地の市役所が発行した納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が、申立期間の途中まで居住していた市の被保険者名簿によると、申立期間の保険料を納付したと推認できる検認印が押されており、保険料が収納されていたことが確認でき、当時における行政側の事務処理に明らかに不手際が認められる。

また、申立人は、申立期間後に国民年金保険料の未納は無く、保険料を前納している期間も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から47年3月まで

私は、20歳を過ぎた昭和42年頃、父親が区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、父親が家族3人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。

私は、申立期間の領収書を所持しているが、当該期間は国民年金の未加入期間とされていたため、国民年金保険料を還付すると言われた。保険料を還付するのではなく、保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、その父親が家族の分と一緒に集金人に納付したと主張しているところ、申立人は、申立期間に係る保険料の領収書を所持しており、申立期間の保険料を納付した事実が確認できる上、申立期間が国民年金の無資格期間となる事情はうかがえず、申立期間は国民年金の強制加入期間であったものと推認できることから、事実と異なる資格喪失手続により申立期間が無資格期間とされたものと考えられ、平成22年9月に申立期間の保険料が還付決議されているが、申立期間の保険料は納付済みとなるべき期間である。

また、申立人の特殊台帳では、申立人の氏名が誤記載されている上、申立期間直前の昭和44年9月の国民年金保険料は当初未納とされていたが、平成22年9月に記録訂正により納付済みとされたことが確認できることから行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

私は、結婚後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたが、将来少しでも生活の足しになればよいと思い、昭和51年7月から夫と一緒に付加保険料を納付し始め、61年3月まで欠かさず納付してきた。保険料を納付する際は、常に夫と私の二人分を納付してきたにもかかわらず、私のみが申立期間の付加保険料が未納とされていた。

手元に残っていた昭和52年4月から同年12月までの付加保険料を含む国民年金保険料の領収書を年金事務所に持参したものの、同年10月から同年12月までの付加保険料については、納付期限を過ぎたため誤った収納であったことを理由に返還すると言われた。納付時点で分かるにもかかわらず、当時は何の知らせも無く、納付後33年を過ぎて返還すると告げられても納得できるものではない。

昭和53年1月から同年3月までの付加保険料についても、領収書は見付からなかったが、夫は納付済みとされており、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付したのは確かである。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年7月にその夫と同時に付加保険料の納付を開始し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたとしており、確かに、オンライン記録において、夫婦は同年同月から付加保険料の納付を開始し、その夫が付加保険料を含む保険料を納付している期間は、申立期間の付加保険料を除いて、申立人についても付加保険料を含む保険料が納付済みとされていること、及び申立人が所持している申立期間を含む52年4月から同年12月までの夫

婦二人分の国民年金保険料の領収書から、夫婦が付加保険料を含む保険料を同一日に納付していることが確認できる。

また、申立期間のうち、申立人が領収書を所持していない昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料についても、夫が納付済みであることに加え、申立人は 9 年以上にわたって付加保険料を納付しており、45 年 4 月からの国民年金の加入期間においては、国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意識が高かったと認められることから、納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間直前の昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの期間については、オンライン記録上、申立人は付加保険料について未納とされていたが、平成 22 年になって、申立人が所持する領収書により記録が訂正され、納付済みとされているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことが認められる。

加えて、申立人が所持している昭和 52 年 10 月から同年 12 月までの夫婦二人分の国民年金保険料の領収書には、付加保険料を含む保険料の納付日が 53 年 2 月 13 日と記載されており、このことをもって、年金事務所は、申立人に対し、納付期限を過ぎて付加保険料を含めた保険料を納付しており、本来納付することができない付加保険料を収納していたものであるとして、領収証が現存し納付した事実が確認できる当該期間の付加保険料について還付すると通知しているが、一方において、申立人と一緒に同一日に当該期間の付加保険料を納付した夫については、当初から付加保険料について納付済みとして扱ってきた事実が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 3 月から住み込みで働いていたが、しばらくして、雇主の妻から、私の国民年金の加入手続を行ったことを告げられ、私の国民年金手帳を受け取った。国民年金保険料については、はっきりと記憶しているわけではないが、加入手続以降の年度の保険料はきちんと納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 3 月から住み込みで働いており、雇主の妻が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が雇主の妻から受け取ったとする国民年金手帳には、発行日が昭和 44 年 5 月 31 日と記載されていることから、雇主の妻は、その時期に申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間の国民年金保険料は納期限内に納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする雇主の妻は、申立期間と同じ期間の国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立人は、転居に伴う国民年金の住所変更手続を複数回適切に行っている上、申立期間後に国民年金保険料の未納は無く、前納している期間も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は 1 回、かつ 24 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和18年10月1日）及び資格取得日（昭和21年4月1日）の記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月1日から21年4月1日まで

私は、昭和16年7月29日にA社に入社し、51年6月15日の定年まで勤務していた。このうち、18年3月27日から21年1月7日の復員までは徴集されていた期間であり、復員した同年1月は休暇をとったが、同年2月から定年まで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録によると、18年10月1日から21年4月1日までの期間の被保険者記録が欠落している。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和17年6月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、18年10月1日に同資格を喪失後、21年4月1日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を再度取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、B社から提出された社内履歴及び申立人から提出された同社が発行した勤続30年の表彰状から、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が2冊確認できるところ、更新前と考えられる被保険者名簿には、申立人の被保険者資格喪失日は昭和18年10月1日と記載されているものの、21年4月1日に標

準報酬月額の変更の記載を確認できる。

さらに、更新後と考えられる被保険者名簿には、申立人の被保険者資格取得日は昭和 21 年 4 月 1 日と記載されているものの、当該取得日は、上記更新前の被保険者名簿における標準報酬月額の変更の日付であることが確認できる。

加えて、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、資格取得日が昭和 17 年 1 月 1 日（厚生年金保険料の控除開始月は同年 6 月）、資格喪失日が 40 年 2 月 16 日と記載され、被保険者記録の欠落はない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、上記被保険者名簿の記録から、80 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年9月29日）及び資格取得日（46年11月8日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月29日から46年11月8日まで
厚生年金保険の加入記録によると、A社に勤務していた期間のうち、昭和45年9月29日から46年11月8日までの期間について、厚生年金保険の被保険者となっていない。

しかし、実際は社命により上司1名と共に海外赴任していた期間であり、A社に継続して勤務していた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録において、申立人は、申立期間を含む昭和45年6月22日から49年3月30日までの期間A社において被保険者となることが確認できる。

また、A社の承継法人であるB社では、申立期間当時の資料等は保管していないとしているが、申立人から提出された海外赴任時における事務手帳の記録及び当時申立人と共に海外赴任していたとする上司の証言から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、前述の上司は、申立期間において、A社に係る厚生年金保険の

被保険者となっている。

加えて、オンライン記録において、申立期間にA社に係る厚生年金保険被保険者となっている者で、厚生年金保険の被保険者資格の欠落期間がある者が複数名確認できるものの、これらの者は全て、厚生年金保険の欠落期間において、同社に係る船員保険の被保険者となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和45年9月から46年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成8年11月から9年9月までを34万円、同年10月を38万円、同年11月及び同年12月を34万円、10年1月を36万円、同年2月から同年4月までを41万円、同年5月から同年7月までを36万円、同年8月及び同年9月を38万円、同年10月を41万円、同年11月を36万円、同年12月を32万円、11年1月を34万円、同年2月から同年9月までを36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から11年10月1日まで

私のA社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額は、当該期間の給与明細書に記載されている給与支給額に見合う標準報酬月額よりも低額となっていることから、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を決定し、記録訂正の要否を判断することになる。

したがって、特例法の規定に基づき、申立人の標準報酬月額として認定される額については、申立人が提出した申立期間に係る給与明細書におい

て確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成8年11月から9年9月までを34万円、同年10月を38万円、同年11月及び同年12月を34万円、10年1月を36万円、同年2月から同年4月までを41万円、同年5月から同年7月までを36万円、同年8月及び同年9月を38万円、同年10月を41万円、同年11月を36万円、同年12月を32万円、11年1月を34万円、同年2月から同年9月までを36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月1日から38年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を36年11月1日に、同資格の喪失日に係る記録を38年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、36年11月から37年9月までは2万円、同年10月から38年1月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月頃から38年10月頃まで

私は、昭和36年9月頃から38年10月頃までA社にB職として勤務し、会社の車庫の2階の部屋に住み込みをしていたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の証言及び申立人が申立期間後に勤務したC社が保管する人事記録から、申立人が申立期間のうち、昭和36年10月から38年1月31日までの期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時のA社の代表取締役は、「申立期間当時のことは詳細には覚えていないが、B職に正社員とアルバイト等の区別は無く、入社後、一定期間を経過した後は、全員を厚生年金保険に加入させていたと思われる。」と回答している。

さらに、申立期間において、申立人と同様に住み込みをしていた複数のB職の社員は、全員が厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

加えて、A社の元役員は、「A社では代表取締役とその妻のほかは、みなB職であったので、全従業員の人数と貨物自動車の台数はおおむね一致するはずである。」と供述していることから、複数の同僚が供述した申立期間当時の貨物自動車の台数から全従業員数を算出したところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の被保険者数とおおむね一致することから、A社においては、入社から一定期間を経過したほぼ全てのB職の社員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立期間当時においては、一定期間ごとに2名又は3名が厚生年金保険被保険者資格を取得している状況が見受けられるものの、複数の同僚は「A社では、1名単位の入退社が繰り返され、2、3名が同時に入社することはなかった。」と供述している。したがって、同社では一定期間ごとにB職の社員をまとめて厚生年金保険に加入させていたものと考えられ、申立人については、同社に入社した時期は昭和36年10月と認められるが、それ以降で同社において最初に資格取得が行われたのは同年11月1日であることから、申立人の資格取得日を同年11月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和36年11月1日から38年2月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と年齢が近いB職の社員の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和36年11月から37年9月までは2万円、同年10月から38年1月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年11月から38年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年9月及び38年2月1日から同年10月頃までの期間については、C社が保管する人事記録によると、申立人はA社とは異なる会社に勤務しており、同社に勤務していたことは記載されていない。

また、申立期間のうち、昭和36年10月から同年11月1日までの期間

については、当該人事記録により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、上述のとおり、同社では入社して一定期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 27 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 10 月 1 日であったと認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 27 年 4 月から同年 7 月までは 7,000 円、同年 8 月及び同年 9 月は 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、昭和 27 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は 23 年 3 月に B 事業所（25 年に C 事業所に名称変更）に入社した。27 年 3 月に同事業所は解散し民営化され、同年 4 月 1 日から A 社となり、多くの職員はこれに伴って同社の社員となっている。したがって、申立期間に同社に勤務していたことに間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 23 年 3 月に B 事業所に就職したが、27 年 3 月に同事業所が解散し、同年 4 月 1 日に同事業所の業務を継承する目的で設立された A 社に入社し、33 年 2 月まで継続して勤務していたと述べているところ、申立人と同様に C 事業所及び A 社に勤務していた複数の同僚は、「申立人のことを知っている。申立人は C 事業所が解散した後、引き続き A 社に勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことが認められる。

一方、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和27年4月1日付け被保険者資格喪失者のうち、約200名が事業所記号番号DのA社（E県F市）で被保険者資格を取得している旨の記載があるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年が一年相違しているものの、厚生年金保険手帳記号番号が一致し同姓同名の者が、同年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記載は無いが、昭和27年8月の標準報酬月額変更の記載が確認できる上、申立人を記憶している同社の同僚の被保険者記録も当該被保険者名簿に記載されており、当該同僚のオンライン記録における被保険者資格取得日は同年4月1日、被保険者資格喪失日は同年10月1日となっていることから、申立人の被保険者資格喪失日は、同年10月1日であると認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和27年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年10月1日であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、上記の被保険者名簿から、昭和27年4月から同年7月までは7,000円、同年8月及び同年9月は8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和23年7月1日から24年6月14日までの期間について、事業主は、申立人が23年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年7月は300円、同年8月から24年4月までは3,300円、同年5月は4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月2日から24年6月14日まで

私は、昭和23年3月2日から63年12月15日までA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、23年3月2日から24年6月14日までの被保険者記録が欠落している。調査して、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が保管する社保台帳によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和23年7月1日と記載されていることが確認できる。

さらに、上記の社保台帳のうち、A社から提供されたページに記載されている全ての者について、当該社保台帳に記載されている厚生年金保険被保険者資格の取得日と同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における資格取得日を比較したところ、ほぼ全ての者について被保険者名簿と一致していることから、当時、事業主は、社保台帳に記載されている資格取得日を社会保険事務所に届け出たものと認められる。

加えて、オンライン記録によると、A社は、上記の社保台帳に記載され

ている申立人の資格取得日より後の昭和 23 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、上記の被保険者名簿において、複数の者の資格取得日は、同社が適用事業所となった日より前の日付で記録されていることが確認できる。なお、このことについて年金事務所に照会したところ、「理由は不明である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 23 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の被保険者名簿の記録から、昭和 23 年 7 月は 300 円、同年 8 月から 24 年 4 月までは 3,300 円、同年 5 月は 4,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 23 年 3 月 2 日から同年 7 月 1 日までの期間については、上記の社保台帳に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、上記のとおり、同年 7 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、当該社保台帳に記載されている同僚 10 名に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日と当時の失業保険の資格取得日を比較したところ、9 名の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、失業保険の資格取得日より 1 か月ないし 9 か月後であることが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和54年3月19日に、同資格の喪失日に係る記録を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月19日から同年4月1日まで

私は、高校新卒でA社B事業所に入社し、申立期間当時は初等教育の研修を受けていた。しかし、この期間の厚生年金保険の記録が無い。

A社に入社した昭和54年3月19日から同年3月31日までは臨時雇用員であり、同年4月1日付けで準社員の辞令を受けたと思う。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の清算業務を行っているC社から提出された申立人の履歴カードにより、申立人が、昭和54年3月19日に臨時雇用員として採用され、同年4月1日には準社員に任ぜられ、同年4月7日に初等課程を修了したことが確認できる。

また、C社は、「A社においては、臨時雇用員等について、昭和38年10月1日から厚生年金保険への加入を制度化している。申立人については、履歴カードの記載内容から判断すると、申立期間において厚生年金保険に加入していたものと思われる。」と回答している。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和54年3月19日に資格を取得し、同年4月1日に資格を喪失している被保険者が複数いることが確認できるところ、そのうち3名からは、

当該期間について、申立人と同様、「初等教育の研修を受けていた。」旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の履歴カードにおける日給、就業日数についての記載内容及び当該期間に資格を取得している同僚の社会保険事務所（当時）における標準報酬月額の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、保険料を納付したものと推認されるとしているが、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後において被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年3月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 5049 (事案 1765 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和49年5月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47年1月から48年9月までは7万2,000円、同年10月から49年4月までは11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月29日から49年5月11日まで

私は、昭和45年6月1日から49年5月11日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社に採用が決まり、A社に退職届を出したので、厚生年金保険の被保険者期間に空白があるのはおかしい。申立期間は、従業員を増やしてほしいほど忙しい時期でもあり、事業主の息子及び複数の同僚と一緒に勤務していたので、その記録を調査して比較の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚及び元取締役の証言から、申立人が申立期間において、勤務期間は不明ながらA社に勤務していたことは推認できるものの、同社は昭和59年12月2日に解散しており、当時の人事記録及び給与関係書類は残っておらず、同社の元取締役は、申立人の厚生年金保険被保険者記録の欠落に関して、「当時の経営状況から考えてみると、社会保険料負担軽減の必要に迫られて、被保険者資格を喪失した可能性も考えられる。」と証言していることから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年12月4日

付けで年金記録の訂正は必要ないとの通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、「申立期間当時は従業員を増やしてほしいほど忙しい時期でもあり、若い従業員が入社してきた。事業主の息子及び同僚と一緒に勤務しており、その記録と比較してほしい。」と述べていることから、申立期間におけるA社の厚生年金保険被保険者数を調査したところ、申立期間当初から徐々に増加し、昭和48年7月にピークとなりその後減少してきていることが確認できる。

また、事業主の息子及び同僚は申立期間においてA社における厚生年金保険被保険者期間が確認できるところ、当該2名は、今回の照会に対して、「申立人は申立期間においても、同社に勤務しており、記録のある期間と同様の業務に従事していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、申立人を記憶している上記とは別の同僚は、「私の退社日と厚生年金保険被保険者資格の喪失日は一致している。」と供述している。

加えて、前回の申立てにおける照会において「当時の経営状況から考えてみると、社会保険料負担軽減の必要に迫られて、被保険者資格を喪失した可能性も考えられる。」と述べていた元取締役は、今回の照会に対して「昭和47年及び48年頃は忙しい時期であった。造船不況の影響を受けたのは申立期間より後の49年以降であった。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の標準報酬月額については、申立期間と同時期に勤務していた同僚の申立期間におけるA社での社会保険事務所（当時）の記録から、昭和47年1月から48年9月までは7万2,000円、同年10月から49年4月までは11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や申立てどおりの資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、昭和47年1月29日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から49年4月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与総支給額・保険料控除明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与総支給額・保険料控除明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を29万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与総支給額・保険料控除明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（29万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を50万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与総支給額・保険料控除明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（50万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を29万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与総支給額・保険料控除明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（29万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を38万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与総支給額・保険料控除明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（38万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を38万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与総支給額・保険料控除明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（38万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を17万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与総支給額・保険料控除明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（17万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を20万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与総支給額・保険料控除明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（20万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を25万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与総支給額・保険料控除明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（25万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を16万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与総支給額・保険料控除明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（16万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を12万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与総支給額・保険料控除明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（12万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与総支給額・保険料控除明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与総支給額・保険料控除明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 20 日

平成 18 年 12 月 20 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録ではその記載が無い。

A社は、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出していないことを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した賞与総支給額・保険料控除明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社D事務所における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和21年2月及び同年3月は200円、同年4月から同年9月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年2月1日から同年10月1日まで

夫は、昭和9年3月17日にB社（現在は、C社）に入社し、26年3月26日に退職するまで継続して勤務していたが、ねんきん定期便の記録によると、21年2月1日から同年10月1日までの記録が欠落している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する人事管理台帳から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると申立人のA社D事務所における資格取得日は、昭和21年10月1日となっている。

しかしながら、E社（A社の社名変更後の名称）D事務所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日の記載は無いものの、標準報酬等級並ニ適用年月日欄には「21.4.1 20」及び「21.10.1 20」と記載されていることが確認できることから、事業主が申立人の資格取得日を昭和21年10月1日と届け出たとは考え難い。

また、申立人のE社D事務所における被保険者資格取得日については、上記の健康保険労働者年金保険被保険者名簿は、被保険者資格の取得日順

に並んでいるところ、申立人より前の者の資格取得日は昭和 20 年 12 月 1 日となっており、申立人より後の者の資格取得日は 21 年 4 月 1 日になっていること、及び上記人事管理台帳において、申立人は、20 年 1 月 22 日に D 事務所長に発令されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和 21 年 2 月及び同年 3 月は 200 円、同年 4 月から同年 9 月までは 600 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月16日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年2月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月1日から21年3月1日まで
② 昭和38年1月16日から同年2月1日まで

申立期間①について、夫は、B社C工場からA社に転勤しただけであるにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に欠落が生じている。

A社は、B社及びほかの数社が共同出資して設立した会社であると聞いている。

申立期間②について、夫は、A社から同社の関連会社であるD社に転勤したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に欠落が生じている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、D社の商業登記簿謄本及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、当該期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(A社からD社に出向)、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社からD社に出向した複数の者の被保険者記録を確認したところ、そのうちの多くの者が、各月の1日に資格を喪失し、同日に資格を取得していることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和38年2月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、B社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後10ページに記載されている被保険者の年金記録を調査したところ、申立人と同日の昭和20年9月1日に多数の被保険者が資格を喪失しており、同日以降に被保険者となっている者がいないことから、当時、同社の事業主は、同社の従業員について一斉に資格喪失処理を行ったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、A社は昭和21年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、B社C工場で資格喪失後、A社において資格を取得している者が6名確認できるが、いずれも、当該期間については厚生年金保険の被保険者とはなっていない。

加えて、B社及びA社は、当時の資料等を保管しておらず、申立人の人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和63年3月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月31日から同年3月1日まで

私は、申立期間に、A社で総務や経理の事務職として勤務した。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和63年1月31日に資格を喪失したこととなっており、申立期間の記録が欠落している。当時、会社は保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）の職員が来社したこともあった。最終的に保険料を支払ったのか支払えなかったのかは分からないが、給与明細書から厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人が昭和63年1月31日にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされているが、雇用保険の記録により、申立人は、同年3月1日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、A社は、昭和63年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており（以下「全喪」という。）、同日付けで申立人を含む7名が厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、当該喪失処理は、同社の全喪日より後の同年3月8日に行われていることが確認できる。

さらに、A社の被保険者のうちの1名は、「同日以後も勤務していた。」と供述している上、商業登記簿謄本によると、同社の解散日は平成

14年12月3日となっていることから、申立期間当時、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、申立人及び上記の同僚は、「当時、会社は資金繰りが厳しく、社会保険料を滞納していた。社会保険事務所の職員が来社したことがあった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和63年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録及び申立人の国民年金に係るオンライン記録から判断して、同年3月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年12月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和30年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月26日から同年8月10日まで

私は、昭和28年11月1日にA社（現在は、C社）に入社後、退職する平成8年9月14日まで継続して勤務していたにもかかわらず、昭和30年7月26日から同年8月10日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人の労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社の社会保険担当者の供述及び複数の元同僚の厚生年金保険被保険者記録から、昭和30年7月26日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和30年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び

周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和40年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月31日から41年8月1日まで

私は、昭和36年6月にA社に入社し、42年3月に退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録の一部が欠落している。厚生年金保険料は給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社が事業所の移転に伴い厚生年金保険の適用事業所でなくなった(以下「全喪」という。)昭和40年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社が移転後に再度適用事業所となった41年8月1日に同資格を再度取得しており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言から、申立期間において、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が「申立期間においても厚生年金保険料は控除されていた。」と述べているところ、申立期間及びその前後の期間において給与計算をしていたとする同僚は、「厚生年金保険から外れるという説明を受けた記憶は無い。私は給与額が低かったので、控除が無くなり手取額が増えれば喜んだと思うが、そのようなことはなかった。」旨を述べているほか、別の同僚は「申立期間に厚生年金保険に加入していないとは知らなかつ

た。」と供述している。

なお、上記の給与計算を担当していたとする同僚が「私がA社に入社した昭和39年3月には同社は既に移転していた。」と述べていることから、移転後のA社における資格取得日を昭和40年8月31日とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間において適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本から申立期間においても法人の事業所であったことが確認できる上、上記の同僚の供述及び昭和40年8月31日に資格を喪失し41年8月1日に再度取得した者が9名いることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年7月の社会保険事務所（当時）の記録及び移転前の同社の事業所別被保険者名簿に記載されている同年10月の定時決定の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、事業主も既に死亡していることから確認することはできないが、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成10年9月から11年2月までは18万円、同年3月から同年9月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月14日から11年10月1日まで
私が保管している給与明細書では、A社に勤務している期間に毎月35万円以上の給料が支給されていたのに、標準報酬月額の記録が17万円になっているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成10年9月から11年2月までは18万円、同年3月から同年9月までは32万円と記録されていたが、同年9月3日付けで同年3月1日の月額変更を取り消すことによって、同年3月から同年9月までの標準報酬月額が18万円に引き下げられ、その後、同年9月6日付けで遡って申立期間の標準報酬月額が17万円に引き下げられていることが確認できる。

また、平成11年9月6日までにA社で厚生年金保険被保険者資格を取得した222名のうち160名以上の同僚についても、申立人と同様の処理が行われているが、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人が所持する給与の支払明細書によると、申立期間のうち平成10年9月から11年2月までは1万5,615円、同年4月から同年7月まで及び同年9月は2万7,760円の厚生年金保険料が控除されており、それらの厚生年金保険料は、それぞれ18万円及び32万円の標準報酬月額に相応していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に

ついて有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成 10 年 9 月から 11 年 2 月までは 18 万円、同年 3 月から同年 9 月までは 32 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

B事業所の事業主は、申立人が昭和29年4月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年4月は8,000円、同年5月から30年2月までは1万6,000円、同年3月から同年8月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月2日から30年9月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録ではA事業所での資格取得日が昭和30年9月1日となっているが、同事業所の採用が29年4月2日であることが書類に書いてあるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する「公式人事措置通知書」には、A事業所での採用年月日が昭和29年4月2日と記載されていることから、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所の前身であるB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と同姓同名でかつ生年月日の同じ者が、昭和29年4月2日に被保険者資格を取得し、30年9月1日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

さらに、上記の者の被保険者記号番号は、申立人がA事業所の後に勤務したC事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号と同一であることから、当該記録は申立人の記録であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、B事業所の事業主は、申立人が昭和29年4月2日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年9月1日に同

資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和 29 年 4 月は 8,000 円、同年 5 月から 30 年 2 月までは 1 万 6,000 円、同年 3 月から同年 8 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和50年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月21日から同年7月1日まで

私は、昭和48年3月26日にA社に入社して以来、61年8月31日に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を見ると、同社本社から同社B支社へ転勤した時の50年6月21日から同年7月1日までの期間の被保険者記録が欠落しており、納得いかないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和50年6月21日に、A社本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和50年7月の社会保険事務所（当時）の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人に係る標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立
期間の標準報酬月額に係る記録を 20 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
私が A 社に勤務していた期間のうち、平成 4 年 8 月の標準報酬月額の
随時改定（17 万円から 20 万円に改定）が、同年 10 月の定時決定とし
て記録されている。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の社会保険事務手続の委託を受けていた社会保険労務士から提出さ
れた申立人に係る被保険者兼労働者名簿の標準報酬月額改定年月欄には、
「平成 4 年 8 月・20 万円」と記載されていることが確認できる。

また、B 厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員台帳には、
「平成 4 年 8 月 1 日・随時改定・標準報酬月額 20 万円」と記載されている
ことが確認できる。

さらに、上記の社会保険労務士は、「申立期間当時、厚生年金保険に係
る届出書及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたと
思う。」と供述している。

加えて、申立人から提出された平成 4 年 8 月分及び同年 9 月分の給与明
細書により、申立期間は 20 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料
が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が主張する標準報酬月額
の随時改定に係る届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記の厚生年
金基金の記録から 20 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成4年3月から同年6月までは38万円、同年7月から6年4月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から6年5月1日まで

A社に勤務していた平成4年3月から6年4月までの標準報酬月額が、20万円に引き下げられている。給与明細書の一部と源泉徴収票等があるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年3月から同年6月までは38万円、同年7月から44万円と記録されていたところ、6年3月28日付けで遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の事業主及び同僚8名も申立期間において申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、事業主は、「平成6年頃から業績が悪化し、社会保険料の未納が続いており、本社の移転に伴う管轄の社会保険事務所の移管に当たり、管轄の社会保険事務所から厚生年金保険料の未納分の精算を求められ、同事務所の担当者の指示により、過去2年間に遡って標準報酬月額を20万円に引き下げる処理を行った。」と供述している上、同社の経理担当者も、「申立期間当時、業績が悪かったので、2、3年間は社会保険料を滞納していた。社会保険事務所の職員に、社会保険料を滞納している会社は管轄の社会保険事務所の移管はできないと言われ、標準報酬月額を下げた納付するように指導された。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂

正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録の訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成4年3月から同年6月までは38万円、同年7月から6年4月までは44万円に訂正することが必要であると認められる。

神奈川国民年金 事案 5099

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から60年3月まで

私は、昭和56年12月頃、前夫が会社を設立することになったため、夫婦一緒に市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、金融機関の前夫名義の口座から、口座振替により夫婦二人分を毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年12月頃、夫婦一緒に市役所で国民年金の加入手続を行い、口座振替により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は加入手続の時期についての記憶が曖昧であり、一緒に加入手続を行ったとする前夫は既に他界している上、一緒に保険料を納付していたとするその前夫についても、過年度納付により保険料を納付している期間はあるものの、現年度納付により申立期間の保険料を納付している形跡は無いことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人及びその前夫が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人及びその前夫の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、昭和60年10月と推認でき、当該加入手続時点まで申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができなかった期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 4 月に就職した際、勤務先の社長に勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、詳細は記憶していないものの、加入手続以降の保険料をきちんと現年度納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 4 月に就職した際、勤務先の社長に勧められ、国民年金の加入手続を行い、それ以降の国民年金保険料を現年度納付していたと主張しているが、具体的な納付方法については記憶が定かではないとしており、申立期間における保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、加入手続の際に交付されたとする年金手帳を 1 冊所持しており、この手帳以外に別の手帳を所持したことはないとしているが、当該手帳は、昭和 49 年 11 月以降に交付が開始された様式の年金手帳であり、同年 4 月に加入手続を行ったとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号が付番された任意加入被保険者の資格取得日より昭和 52 年 5 月に払い出されたと推認できることから、申立期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人は、申立期間当初から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月及び同年6月

私が20歳になったとき、母親が、姉及び兄のときと同様に、私の国民年金の加入手続を行い、その後、私の国民年金保険料を、口座振替で納付するまで、母親の勤めている会社近くの郵便局か銀行で、納付書により納付してくれていた。私は、母親が、保険料の口座振替の手続が遅れたときも、未納が生じないように納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、保険料の口座振替が開始される前に、同期間の保険料を納付書により納付したと述べているが、オンライン記録によると、口座振替による保険料納付開始後の平成15年7月に、同期間の保険料を納付していた場合は発行されるはずのない同期間に係る過年度納付書が発行されていることから、口座振替開始前に納付したとする申立内容と一致しない。

また、申立期間は、平成9年の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5102

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 52 年 3 月まで

私は、夫が会社を退職した後、二人の小さい子供がいたため、区役所で国民健康保険の加入手続を行った。その際、国民年金にも加入するように言われたので、併せてその手続を行ったように思う。申立期間の国民年金保険料については、区役所から送付されてきた納付書により、私が夫婦二人分を区役所か金融機関で納付した。夫は当時、メーカーとの請負契約で出張修理業を営んでおり、手元には集金で回収した十分なお金があったことから、保険料を払える状況にあった。年金手帳においても強制加入期間とされている申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が会社を退職した直後の昭和 48 年 7 月頃、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、夫婦二人分を金融機関で納付書により納付していたと主張している。しかし、申立人は、国民健康保険に加入したはずであるから、国民年金にも再加入したはずと述べるにとどまり、保険料の額や納付頻度等の具体的な記憶が無く、保険料の納付状況が不明である。

また、特殊台帳及び申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表では、申立人及びその夫が、昭和 52 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を 53 年 4 月にまとめて現年度納付した後、同年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 6 月に過年度納付したこと、及び昭和 53 年度の保険料を同年度内に現年度納付していることが確認できることから、夫婦二人分の保険料が同時期に納付されていた事実はうかがえるものの、申立期間の保険料については、市の国民年金被保険者収滞納一覧表は無く、特

殊台帳では申立人及びその夫の双方が未納となっている。

さらに、申立人夫婦の特殊台帳については、申立人夫婦は昭和 42 年に転居しているにもかかわらず、53 年 6 月に転居前に居住していた市を管轄していた社会保険事務所（当時）から、転居後の区を管轄する社会保険事務所に移管された事実が、同台帳の記載から確認できることに加え、前述したように 52 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が 53 年 4 月に現年度納付され、同年 1 月から同年 3 月までの保険料が同年 6 月に過年度納付されていることを踏まえると、申立人夫婦は、国民年金の再加入手続を行った後、53 年 4 月以降、52 年 4 月の保険料から再び納付を開始したと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 52 年 3 月まで

私は、会社を退職した後、二人の小さい子供がいたため、妻が区役所で国民健康保険の加入手続を行った。妻は、その際、国民年金にも加入するように言われたので、私の分と併せてその手続を行ったと思うとしている。申立期間の国民年金保険料については、区役所から送付されてきた納付書により、妻が夫婦二人分を区役所か金融機関で納付した。私は当時、メーカーとの請負契約で出張修理業を営んでおり、手元には集金で回収した十分なお金があったことから、保険料を払える状況にあった。年金手帳においても強制加入期間とされている申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した直後の昭和 48 年 7 月頃、その妻が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、夫婦二人分を金融機関で納付書により納付していたと主張している。しかし、保険料を納付したとするその妻は、国民健康保険に加入したはずであるから、国民年金にも再加入したはずと述べるにとどまり、保険料の額や納付頻度等の具体的な記憶が無く、保険料の納付状況が不明である。

また、特殊台帳及び申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表では、申立人及びその妻が、昭和 52 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を 53 年 4 月にまとめて現年度納付した後、同年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 6 月に過年度納付したこと、及び昭和 53 年度の保険料を同年度内に現年度納付していることが確認できることから、夫婦二人分の保険料が同時期に納付されていた事実はうかがえるものの、申

立期間の保険料については、市の国民年金被保険者収滞納一覧表は無く、特殊台帳では申立人及びその妻の双方が未納となっている。

さらに、申立人夫婦の特殊台帳については、申立人夫婦は昭和 42 年に転居しているにもかかわらず、53 年 6 月に転居前に居住していた市を管轄していた社会保険事務所（当時）から、転居後の区を管轄する社会保険事務所に移管された事実が、同台帳の記載から確認できることに加え、前述したように 52 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が 53 年 4 月に現年度納付され、同年 1 月から同年 3 月までの保険料が同年 6 月に過年度納付されていることを踏まえると、申立人夫婦は、国民年金の再加入手続を行った後、53 年 4 月以降、52 年 4 月の保険料から再び納付を開始したと考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5104

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 7 月までの期間及び 58 年 8 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 58 年 8 月から同年 9 月まで

私は、最初の会社を退職した昭和 58 年 8 月頃、当時居住していた区の区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。そのとき職員から、「以前は任意だったが、強制になったので 57 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を遡って払って下さい。」と言われたため、同年 4 月から同年 7 月までの保険料と、58 年 8 月の保険料を、その場で納付書によらず現金で納付した。

その後、昭和 58 年 10 月に就職した会社で厚生年金保険に加入したため、出張所で、国民年金の喪失手続を行った際に、同年 9 月の国民年金保険料を納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 8 月頃、当時居住していた区の区役所の出張所で、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは 63 年 2 月頃と推認され、申立内容と一致しない上、申立人は、これまで所持する年金手帳は 1 冊のみとしているが、その年金手帳に記載された申立人の手帳記号番号の記号の部分は、申立人が申立期間後に転居した区で払い出されたことを示すものであり、申立期間当時居住していた区のものではなく、その住所の記載も無い。

また、申立人が、国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 63 年 2 月時点において、申立期間①及び②の期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、仮に申立人が述べるように 58 年 8 月頃、国民年金の加入手続が行われたとしても、その時点において、申立期間①は過年度に当たり、区役所及びその出張所では、当該期間の保険料を収納することができない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年5月まで

私は、平成4年4月に会社を退職後、すぐに市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、持参した年金手帳に、国民年金の記号番号の印を押してもらった。

国民年金保険料については、納付方法等の具体的なことは記憶していないが、申立期間の保険料を自ら納付していたと思う。その後、納付済みとされている平成5年6月からは、勤務先のAが納付してくれていたと思う。

私は、自宅に納付書が届けば、国民年金保険料を納付しないはずはなく、毎月保険料を納付していたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年4月に会社を退職した直後に市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月国民年金保険料を納付していたと思うと述べている。しかし、申立人は、保険料について、納付時期、納付場所等を記憶していないなど、当時の保険料の納付状況は不明である上、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立期間当時、居住していた市の被保険者名簿、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の加入状況、保険料の納付状況等から、7年4月以降と推認でき、オンライン記録では、同年同月以降に5年6月までの保険料を遡って納付していることから、申立内容と一致しない。

また、平成7年4月以降と推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間の大半の国民年金保険料については時効により納付することができないことから、申立人が申立期間の保険料を納付するには、別の国民年金手

帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 53 年 3 月までの期間及び 54 年 1 月から 55 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 11 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 54 年 1 月から 55 年 12 月まで

私が 20 歳になった昭和 52 年*月頃に、父親が、A 町役場で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していたはずである。

また、私が所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」が、昭和 54 年 1 月 1 日と記載されているが、この当時、私は、厚生年金保険に加入していたので、この時期の国民年金の加入手続も父親が行い、申立期間②の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間①が未加入とされていること、及び申立期間②の国民年金保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20 歳になった昭和 52 年*月頃に、その父親が、A 町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、その当時、申立人の住所地は、A 町ではなく、B 区であったことが、申立人の戸籍の附票により確認でき、国民年金の加入手続は、制度上、住所地のあった B 区でなければ行えなかったことから、申立人の父親が、A 町で申立人の国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

また、申立期間①当時、B 区において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないこと、及びオンライン記録においても、申立人が、申立期間①当時、国民年金に加入していた

形跡は見当たらないことから、申立期間①は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和 54 年 1 月頃にも、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間②の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその父親は、申立期間②当時の申立人の国民年金に関する記憶が無いことから、申立期間②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、33 歳のときに国民年金に任意加入したが、その手続の際、A 市役所支所の職員から、「20 歳から加入していれば 60 歳まで 40 年間加入できる。しかし、あなたの場合、33 歳からの加入である上、それ以前については、任意加入のため遡って加入することもできないので、60 歳まで加入しても 27 年間しか国民年金保険料を納付することができない。」と説明を受けた。併せて、少しでも将来の年金額を増やすのに、付加年金という制度があることを教えてもらったので、定額保険料に併せて毎月 400 円の付加保険料を納付することにし、納付書で納付していた。納付書に、付加保険料額を含んだ保険料額が記載されていたかについては、憶えていない。

昭和 61 年 4 月以降、第 3 号被保険者となった後、平成 10 年 4 月から第 1 号被保険者となったことに伴い、再び国民年金保険料の納付を始めた際には、B 市役所の窓口で、「付加保険料を掛けられる。」と言われたが、そのときは 400 円の付加保険料を納付しない旨を伝えたことは憶えており、申立期間において付加保険料を納付していたことは確かである。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 3 月の国民年金への任意加入と同時に付加保険料の納付の申出を行い、61 年 3 月までの申立期間において欠かさず付加保険料を納付したと主張している。しかし、申立人が所持する年金手帳には、55 年 11 月の A 市から B 市への転居に伴う住所変更の記載はあるものの、付加保険料の納付を申し出た被保険者である旨の記載が全く無く、B 市の国民年金名簿においても、申立期間について付加保険料を含まない定額保険料のみの納付

書が申立人に発行され、これに対応して定額保険料のみが納付された記録となっているなど、申立人が申立期間において付加保険料の納付を申し出た被保険者であったことをうかがわせる形跡が認められない。これに加え、A市及びB市の双方において申立人が付加保険料の納付を申し出た被保険者である旨の記載を怠っていたとは考えにくいことから、申立人については、申立期間において、付加保険料の納付を申し出た被保険者として取り扱われておらず、定額保険料のみの納付書が発行されていたと考えるのが自然である。

また、申立人は実際に納付していた国民年金保険料の納付書の金額に付加保険料相当額が含まれていたかどうか定かではないとしているが、付加保険料の納付方法は、昭和54年3月に加入手続を行ったA市では、定額保険料と合算した1通の納付書により納付する仕組みとなっており、55年11月に転居したB市においても、被保険者が付加保険料のみの納付書の発行を希望しない限り、A市と同様の仕組みであったことが確認できることから、付加保険料の納付書の様式がどのようなものであれ、申立人が主張するように付加保険料が納付されていた場合、複数の市が、定額保険料と付加保険料を一緒に収納していながら、定額保険料についてのみ納付済みとし、付加保険料について未納とする誤りを85か月にわたって続けていたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5108

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 53 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月から 53 年 10 月まで

私は、昭和 52 年 11 月に会社を退職したので、翌月の同年 12 月に市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付書で納付してくれていた。

私は、申立期間が国民年金に未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 12 月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人が最初に国民年金の加入手続を行った時期は、54 年 3 月頃と推認され、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、その妻が申立期間の国民年金保険料を納付書で納付していたとしているが、オンライン記録と同様に、申立人の所持する年金手帳にも国民年金の「はじめて被保険者となった日」が昭和 53 年 11 月 21 日と記載され、当該期間は未加入期間であり、納付書が発行されることは考え難い。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の国民年金保険料が納付された可能性も精査したが、申立人は、当該期間を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から60年3月まで

私は、いつ頃、誰から言われたのか憶^{おぼ}えていないが、「今、国民年金に加入すれば、将来、年金を全額もらえる。」と聞いたので、結婚前のいつ頃か定かではないが、現在の妻と市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。そのときに、申立期間の国民年金保険料を遡^{おぼ}って一括して納付することができることを知ったので、銀行でお金を下ろし、市役所で納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った時期は定かではないとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年9月に払い出されていることが確認でき、申立人は申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に住所を有しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間当時、国民年金の加入手続を行っていたとは考えにくい。

また、申立人は、市役所で申立期間の国民年金保険料を遡^{おぼ}って一括して納付したと主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和60年9月の時点では、申立期間の保険料を遡^{おぼ}って一括して納付できる特例納付制度は実施されていないこと、ii) その当時、市役所では、過年度保険料を収納することができなかったこと、iii) 申立人が納付したとする金額は、仮に申立期間の保険料を遡^{おぼ}って一括して納付したとして計算した場合の保険料額と大きく相違していることから、申立人が、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5110

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月

私は、会社を退職した昭和 61 年 11 月に区役所で国民年金の加入手続を行った後、自宅に届いた納付書により申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 11 月に区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、同区役所は、63 年に庁舎が完成した後に窓口業務が行われていたことが確認できることから、当時、区役所で当該加入手続を行うことはできなかった上、その際、申立人が持参したとする申立人の年金手帳には、平成 5 年 8 月に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されていることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 5 年 8 月時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、会社を退職した昭和 61 年 11 月に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された平成 5 年 8 月以降の保険料を納付していることが確認できることから、その主張は再就職した会社を同年同月に退職した際の国民年金の加入手続及び保険料の納付について記憶していることによるものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 46 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 46 年 7 月まで

私の両親は、国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付しているので、私が 20 歳になった昭和 43 年頃に、母親が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。申立期間の保険料については、父親又は母親が、店に来た集金人に、両親、姉及び私の 4 人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 43 年頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、その父親又は母親が、店に来た集金人に、申立人、その両親及び姉の 4 人分の申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き等を行ったとするその父親及び母親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは、昭和 46 年 7 月頃に行われたものと推認でき、加入手続き時期についての申立人の主張と一致しないことから、申立期間当時、その父親又は母親が、申立人、その両親及び姉の 4 人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 11 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5112

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 3 月の結婚を契機に同年 4 月に会社を退職し、その直後に国民年金に加入したはずである。その後転居を 2 度行い、A 区から B 区、同区から C 区へ転居した。国民年金の加入手続や国民年金保険料の金額については、憶^{おぼ}えていないが、夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料について、夫が納付済みであるにもかかわらず、私のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 3 月の結婚に伴って同年 4 月に会社を退職し、その直後に国民年金に加入し、既に国民年金に加入していたその夫の分に加えて夫婦二人分の国民年金保険料の納付を開始したと主張しているが、申立人は、最初の国民年金の加入手続をどこで行ったのか、夫婦二人分の保険料を誰が納付したのかなどについての記憶が必ずしも明確ではなく、申立期間に数回にわたり転居したとする住所地のいずれにおいても国民年金の手続や保険料の納付については憶^{おぼ}えていないと述べているなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日などから、早くても昭和 55 年 4 月と推認され、当該手帳記号番号の四桁の記号も D 区を管轄する社会保険事務所（当時）が使用するものであり、申立人が加入手続を行ったとする A 区を管轄する社会保険事務所が使用するものではないことから、加入手続を行ったのは D 区であると推認され、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付するに

は、D区で払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が必要であるが、申立人が居住していたとするA区、B区又はC区のいずれにおいても、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も認められない。

加えて、申立人は、国民年金保険料を夫婦一緒に納付したとしているが、納付日が判明している昭和59年7月以降については、夫婦の保険料は同一日に納付されていることが確認できるものの、前述したように、申立人の国民年金の加入手続は55年4月以降にD区で行われたものと推認できることに加え、申立人が1冊しか交付を受けていないとする年金手帳における住所の記載もD区から始まっていることを考え合わせると、申立人は、D区での国民年金加入手続時点において、時効が到来しておらず遡って納付可能な53年4月からの保険料の納付を開始したと考えるのが合理的である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から7年3月まで

私は、平成11年4月頃に、その翌月からの就職が決まったので、国民年金の被保険者資格の喪失手続きをするために区役所へ行った。

その際、区役所窓口の男性職員から、申立期間の国民年金保険料を納付するように言われたので、その場で、現金で遡って一括して納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年4月頃に、区役所の窓口で、申立期間の国民年金保険料を現金で遡って一括して納付したと主張しているが、i) その当時は、申立期間の保険料を遡って一括して納付することができる特例納付制度は実施されていないこと、ii) 申立人が納付したとする金額は、申立期間当時の保険料額と相違していることから、申立人が、申立期間の保険料を遡って一括して納付したとは考えにくい。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の時期であり、同番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5114

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月

私は、最初に勤めていた会社を平成元年6月に退職し、次の会社に就職した同年7月頃までに市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、同市役所の窓口で同保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初に勤めていた会社を平成元年6月に退職し、次の会社に就職した同年7月頃までに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は8年9月10日であり、申立人の国民年金の被保険者記録等からも、申立人の国民年金の加入手続時期は、手帳記号番号の払出時期以降と推認され、申立内容と符合しない。

また、申立人は、平成元年7月頃までに行った国民年金の加入手続後に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、同保険料を納付したと主張している。しかし、上述のとおり加入手続が行われたと推認される時点においては、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間前から手帳記号番号の払い出された時期を通じ、同一住所に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されることは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年3月までの期間及び52年3月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から49年3月まで
② 昭和52年3月から同年4月まで

申立期間①につき、私は、20歳のとき、短期大学の学生であり、国民年金の加入手続を行っておらず、国民年金保険料を納付した記憶も無いが、20歳に達した頃、保険料の振込用紙が届いたことを記憶しているため、当該期間の保険料を納付しているはずである。

申立期間②につき、私は、昭和52年2月に会社を退職し、同年3月に転居した頃、当該期間の国民年金保険料の納付書が送られてきたため、銀行又は郵便局で、保険料を納付していた。

申立期間①及び②が未加入とされ、同期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①につき、申立人は、国民年金の加入手続を行っておらず、国民年金保険料を納付した記憶は無いとしており、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であることに加え、申立人は、20歳に達した頃、保険料の振込用紙が届いた記憶があるとしているが、国民年金の加入手続を行っていない申立人に、当該期間の保険料の納付書が送付されるとは考えにくく、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間②につき、申立人は、転居した昭和52年3月頃、転居後に居住した市から、当該期間の国民年金保険料の納付書が送られてきたとしているが、申立人の年金手帳及び特殊台帳では、申立人は、当該期間直後の同年5月に、国民年金に任意加入していることが確認できるため、同市が、申

立人の国民年金の加入手続が行われていない同年3月の時点で、申立人に、当該期間の保険料の納付書を送付することは考えにくい上、申立人が国民年金に任意加入した同年5月の時点において、未加入期間である当該期間の保険料を遡って納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間②の始期から国民年金に任意加入した時期までを通じ、同一市内に居住しており、当該期間は2か月と極めて短く、その間、同市で、別の国民年金手帳記号番号が払い出される事情もうかがえない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5116

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 51 年 6 月まで

私と妻は、昭和 44 年 3 月に、私が会社を退職したことに伴い A 市に転居した際、子供がいたので、住所変更や国民健康保険の手続を行ったのは確かであり、その際、国民年金の手続も行ったと思う。また、同年 11 月に B 区へ転居した際も、同様に国民年金の手続を行った。国民年金保険料については、A 市に居住していたときの納付時期、場所、金額、方法等について具体的に記憶していないが、B 区に居住していたときは、自宅で集金人に 1、2 度会ったことを記憶しており、妻が毎月自宅に来ていた集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 3 月に A 市で、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った後、同年 11 月に B 区へ転居した際も、転居先の B 区役所で国民年金の手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたと主張している。しかし、申立人及び保険料を納付していたとするその妻は、B 区で自宅を訪れた集金人に国民健康保険料と共に国民年金保険料を納付したとする以外は、A 市で国民年金の加入手続を行った場所、保険料納付の頻度、金額等についての記憶が曖昧であり、「国民健康保険の手続を行い保険料を納付したことは確かだから、同様に国民年金についても、必要な手続を行い保険料を納付した。」と述べるにとどまり、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、夫婦の国民年金の加入手続時期は、夫婦連番で払い出された国民年

金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得時期などから、昭和 53 年 4 月以降であると推認され、申立内容と一致しない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、A 市、B 区いずれにおいても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、B 区での集金による国民年金保険料及び国民健康保険料の納付周期は、国民年金にあつては 3 か月ごとであるのに対して、国民健康保険にあつては毎月であり、しかも、国民年金保険料の集金人が国民健康保険料の集金人を兼ねることはなかったことが確認できることに加え、前述のとおり 53 年 4 月以降と推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間の過半の保険料については時効により納付することができないこと、及び夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻についても、申立期間と同期間の保険料は未納となっていることから、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から同年9月までの期間、58年7月から61年3月までの期間、62年5月から平成5年1月までの期間、7年5月から同年8月までの期間、12年4月から15年6月までの期間、同年9月及び同年12月から18年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から同年9月まで
② 昭和58年7月から61年3月まで
③ 昭和62年5月から平成5年1月まで
④ 平成7年5月から同年8月まで
⑤ 平成12年4月から15年6月まで
⑥ 平成15年9月
⑦ 平成15年12月から18年6月まで

私は、昭和45年8月に区役所で婚姻届を提出した際、国民年金の加入手続を行い、44年2月まで遡って国民年金保険料を納付した。その後の保険料は、集金人に納付し、昭和52年以降については、銀行等で納付してきた。私は、申立期間が、国民年金に未加入又は、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和45年8月に国民年金の加入手続を行い、44年2月まで遡って国民年金保険料を納付したとしているが、納付した金額等の記憶が曖昧であるなど、当時の状況を確認することができない上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の国民年金の加入手続日から、申立人の加入手続時期は46年4月頃であると推認され、申立内容と一致しない。

また、申立期間②について、オンライン記録のみならず、申立人の所持

する年金手帳においても昭和 58 年 7 月 1 日に資格喪失の記載があり、当該期間は未加入期間であるため、金融機関等で納付するのに必要な納付書が発行されるとは考え難く、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立期間③及び④について、オンライン記録によると、申立人は、昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者資格に該当した後、62 年 5 月にその夫が第 2 号被保険者では無くなったため、同年同月付けで第 3 号被保険者非該当による届出を行い、第 1 号被保険者となるべきところ、当該届出を行っておらず、記録上、少なくとも平成 11 年 5 月までは第 3 号被保険者のままであったため、当該期間は、第 1 号被保険者として国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立期間⑤、⑥及び⑦について、それぞれの期間の前後の国民年金保険料が過年度又は現年度で遡って納付されており、遡って納付したことは無いとする申立人の主張と一致しない上、当該期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていることから、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

2 申立期間は 7 回、かつ合計 185 か月にも及んでおり、これだけの回数及び長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から 61 年 3 月まで

私の妻は、会社を退職した昭和 55 年 8 月頃、市役所で私たち夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を集金人か納付書により金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、昭和 55 年 8 月頃に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当時交付されたとする申立人の年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿から 61 年 5 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立内容と一致しない上、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は申立期間の前後を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いとしていることから、申立人は、自身の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 5 月が属する年度の開始時期である同年 4 月から納付を開始したものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料を自身の分と一緒に納付していたとするその妻の申立期間における保険料も未納である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 8 月まで

私は、昭和 36 年 4 月頃から国民年金の集金人が自宅に来たことを契機に国民年金制度を知り、区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料については、2、3 か月に一度自宅に来る集金人に、当初は 1 か月当たり 100 円を納付し、その後 200 円、300 円と上がっていった。最初は集金人が半券をくれたので、それを国民年金手帳に貼っていたが、しばらくしてスタンプに切り替わったような記憶がある。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料が 100 円から 200 円、300 円と上がっていったと主張しているが、申立人は加入手続を行った時期についての記憶が曖昧である上、申立期間は保険料額の改定は無いことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 8 月に払い出されていることが確認できる上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年5月までの期間、47年4月から同年6月までの期間、48年1月から54年3月までの期間及び55年1月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年5月まで
② 昭和47年4月から同年6月まで
③ 昭和48年1月から54年3月まで
④ 昭和55年1月から同年8月まで

結婚した昭和55年1月頃、元妻が、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①から③までの国民年金保険料を一括して納付し、その後の保険料を、定期的に納付していたと思う。

元妻が、申立期間の国民年金保険料を納付した時期は、2年以上遡って保険料を納付することができたはずである。

申立期間①から③までの国民年金保険料が未納とされ、申立期間④が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和55年1月頃、その元妻が、申立期間①から③までの国民年金保険料を一括して納付し、その後の保険料を、定期的に納付していたと思うとしている。しかし、申立人は、申立期間①から④までの保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとするその元妻には連絡できないとしているため、当該期間の保険料の納付状況は不明であることに加え、申立人は、自身の年金手帳に記載された国民年金の「初めて被保険者となった日」の欄に、44年4月の日付が書かれているため、その元妻が、申立期間①から④までの保険料を納付しているはずであるとも述べているが、国民年金の被保険者資格取得日は、保険料の納付状況にかかわらず、

強制加入期間の初日まで遡ることから、保険料納付の始期を特定するものではない。

また、申立人の年金手帳に記載された国民年金の任意加入時期、国民年金手帳記号番号払出簿に記載された申立人の国民年金被保険者資格取得届の進達時期及び申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得時期から、申立人は、昭和 55 年 9 月に、国民年金に任意加入しているものと推認され、申立人が、申立期間①、②及び③のうち 48 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を遡って一括して納付するためには、制度上、第 3 回特例納付によるほかないが、申立人が国民年金に任意加入した 55 年 9 月の時点において、既に、第 3 回特例納付は終了し、実施されておらず、申立期間③のうち 53 年 4 月から同年 6 月までの保険料についても、時効により徴収する権利が消滅し、申立人は、申立期間①、②及び③のうち 48 年 1 月から 53 年 6 月までの保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が国民年金に任意加入した昭和 55 年 9 月の時点において、申立期間③のうち 53 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料は、過年度納付により納付することが可能ではあるものの、申立人は、その元妻が、保険料を 44 年 4 月まで遡って納付したと思うとしており、53 年 7 月までの保険料を遡って納付したとする主張ではなく、その元妻からは、単に、遡って保険料を納付したことを聞いたと述べるにとどまっている。申立人が国民年金に任意加入した 55 年 9 月からみると、申立期間③直後の 54 年 4 月から同年 12 月までの保険料は、過年度納付されており、その元妻が、申立期間③のうち 53 年 7 月から 54 年 3 月までの保険料を納付したとするまでの事情をうかがうことはできない。

加えて、申立期間④については、申立人の元妻が厚生年金保険に加入しており、申立人自身は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、当該期間の保険料を納付することができなかったと考えられる。

その上、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの期間、同年7月から42年3月までの期間、同年7月から43年12月までの期間、46年5月、47年8月から同年9月までの期間、52年10月から同年11月までの期間、63年3月及び平成2年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から40年3月まで
② 昭和40年7月から42年3月まで
③ 昭和42年7月から43年12月まで
④ 昭和46年5月
⑤ 昭和47年8月から同年9月まで
⑥ 昭和52年10月から同年11月まで
⑦ 昭和63年3月
⑧ 平成2年4月から同年9月まで

私は、友人との間で国民年金が話題になったことを契機に、昭和37年頃に、区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入当初の国民年金保険料については、借りていたアパートの大家さんに頼んで集金人に納付してもらった。

昭和39年7月に結婚した後は、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を区役所の窓口又は近くの銀行で納付していた。

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した当初の国民年金保険料については、当時借りていたアパートの大家に頼んで集金人に納付してもらい、また、昭和39年7月に結婚した後は、申立人の妻が、夫婦二人分の保険料を区役所の窓口

又は近くの銀行で納付していたと主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、加入当初の保険料の納付を依頼したとするアパートの大家及び結婚後夫婦二人分の保険料を納付していたとするその妻から、直接事情を聴取することができないことから、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は合計で75か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることも考えにくい。

さらに、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 52 年 2 月まで

昭和 43 年 3 月頃に、私の姉が私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。加入手続後の国民年金保険料については、私が自宅に来ていた集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 3 月頃にその姉が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその姉から証言を得ることはできないことから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、国民年金の加入当初から集金人に納付し、その際に領収書を受け取っていたと主張しているが、申立人の居住していた市では、昭和 46 年 4 月に保険料の収納方法が印紙検認方式から納付書方式に変更され、領収書の発行が開始されていることが確認できることから、申立期間当初から領収書を受け取っていたとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人は、昭和 52 年 3 月に国民年金に任意加入していることから、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間は 108 か月と長期間に及んでおり、これだけの期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 49 年 3 月まで

私は、勤めていた会社が昭和 45 年 1 月に倒産したときに、上司から将来を考えて国民年金に加入するよう勧められたので、同年 2 月に市役所で私たち夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が納付していたが、納付方法及び納付場所についての記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 2 月に、市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から 49 年 5 月と推認でき、その時点で、申立人は 45 年 2 月に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる上、その妻についても、49 年 5 月に国民年金の加入手続を行っており、夫婦連番で手帳記号番号が払い出されていることから、申立人は、同年同月に加入手続を行い、現に納付済みとなっている同年 4 月から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したことは無いと述べている上、申立期間から国民年金の加入手続時期を通じて同一市内に居住していた申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 49 年 3 月まで

私の夫は、勤めていた会社が昭和 45 年 1 月に倒産したときに、その上司から将来を考えて国民年金に加入するよう勧められたので、同年 2 月に市役所で私たち夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、夫が納付していたが、納付方法及び納付場所についての記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 2 月に、その夫が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から 49 年 5 月と推認でき、その時点で、申立人は 45 年 2 月に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる上、その夫についても、49 年 5 月に国民年金の加入手続を行っており、夫婦連番で手帳記号番号が払い出されていることから、申立人は、同年同月に加入手続を行い、現に納付済みとなっている同年 4 月から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

また、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したことは無いと述べている上、申立期間から国民年金の加入手続時期を通じて同一市内に居住していた申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 9 月 16 日から同年 10 月 7 日まで
② 平成 10 年 12 月 18 日から 11 年 8 月 21 日まで
③ 平成 11 年 9 月 9 日から 12 年 6 月 16 日まで
④ 平成 13 年 1 月 16 日から同年 7 月 21 日まで
⑤ 平成 15 年 12 月 1 日から 16 年 2 月 16 日まで

私は、A市のB工場において、C社、D社及びE社の契約社員としてH業務を行い、また、F市のG社において、正社員としてI業務を行っていたが、申立期間①から⑤までの厚生年金保険の記録が欠落している。この期間を調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社の回答から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、C社から提出された賃金台帳によると、当該期間に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の記録及びD社の回答から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、D社は当該期間に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかについては書類が保管されていないため不明であると回答している。

また、申立人と同様にB工場でH業務に就いていたD社の同僚について調査したところ、申立人と同様に契約社員であった同僚は、「契約社員の期間には厚生年金保険に加入しておらず、その後D社で正社員となった日から厚生年金保険に加入している。」と供述しており、オンライン記録と

も一致していることが確認できる。

申立期間③及び④について、雇用保険の記録から、申立人が当該期間にE社に勤務していたことが認められる。

しかし、E社は既に解散し、同社の継承事業所であるJ社も既に解散しており、同社の人事記録等を保有するK社（J社のグループ会社）は、平成12年以前の記録を保管していないため、申立期間③に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかについて確認できない。

また、K社から提出された申立期間④の賃金台帳によると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間⑤について、G社の回答から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかし、G社から提出された賃金台帳によると、当該期間に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、その経緯について同社は、「当時、試用期間を6か月間設けており、その間は社会保険の加入手続を行っていなかった。」と回答している。

申立期間①から⑤までについて、申立人は、厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月1日から38年1月1日まで

私は、昭和35年5月1日にA社に入社した。厚生年金保険の記録では、同年5月1日から38年1月1日までの期間が被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する表彰状から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録において、申立人は昭和38年1月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致する。

また、申立人を記憶する同僚は、勤務地が異なることから、申立人の申立期間における保険料控除についての証言が得られない。

さらに、A社の継承事業所であるB社の事業主から「表彰状に入社年月日が記載されているのであれば入社日は間違いはないと思うが、雇用保険の記録が昭和38年1月1日となっているのであれば、厚生年金保険の届出も同日に行ったと思うので、それまでは厚生年金保険料は控除していなかったと思う。」との回答を得ている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が入社した昭和35年5月1日に資格を取得した者は確認できない上、申立期間において申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月1日から32年2月まで

私は、昭和28年4月にA社に入社し、B職として32年2月の退職まで勤務していたが、同社における厚生年金保険の資格喪失日が31年2月1日になっている。

私が所持する履歴書には、A社を昭和32年2月に退職した記載があり、申立期間において私が同社の厚生年金保険被保険者であったことが分かると思うことから、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和35年及び42年に作成したとする申立人の2通の履歴書には、申立人がA社を32年2月に退職した旨の記載がある。

しかしながら、オンライン記録、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和31年2月1日と記録されており、いずれの記録も一致している。

また、申立人は、A社の同僚の名前を記憶しておらず、申立期間において同社で新たに被保険者となった同僚もいないことから、申立期間以前から同社で被保険者となっている同僚3名に照会したところ、うち1名が申立人を記憶していたが、「申立人の退職時期は記憶していない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態が確認できない。

さらに、A社は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料控除は不明としているが、「会社が申立人の在職中に申立人の資格を喪失させる届出を行うことは考えられない。」と回答している。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から 50 年 11 月 20 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 38 年 11 月 4 日に入社し、申立期間当時はC国での勤務であったが、54 年 3 月 31 日に退職するまで、同社に継続して勤務していた。

A社の辞令、グループ会社であるC国D社の社内報及び同国の新聞記事を提出するので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の辞令、C国D社の社内報、同国の新聞記事及び入国管理局の出入国記録から、申立人は申立期間において、A社の関連会社であるC国D社に勤務していたことが認められる。

また、上記の辞令には、A社の退職金計算の際に、同社での勤続年数にC国D社における勤務期間が通算される旨の記載が確認できる。

しかしながら、当時、A社において被保険者であった複数の同僚に照会したところ、海外勤務期間の取扱いについて、「短期の海外勤務は出張扱いであり、厚生年金保険に継続して加入していた。しかし、長期の場合は、一旦退職にする扱いだっただと思う。」と証言している。

また、申立人及び同僚の証言から、申立人とほぼ同時期にA社からC国D社に2年間ぐらい赴任していたとされる同僚の被保険者期間は、オンライン記録によると、当該海外勤務期間とされる時期に、約1年6か月の欠落期間があることが確認できる。

さらに、複数の同僚によると、「申立人は、C国D社での海外勤務の後に改めてA社に入社してきたと思う。」と証言している。

加えて、オンライン記録により、申立人が申立期間後にA社での厚生年

金保険被保険者資格を再度取得した日は昭和 50 年 11 月 20 日と確認できるところ、当該資格取得日は、申立人が C 国から帰国した時期と一致しており、雇用保険の被保険者記録においても、同日に資格を取得していることが確認できる上、B 社から提出された入社及び退職台帳によると、A 社における申立人の社員番号は、入社時と退職時において異なっていることから、申立人は A 社を一度退職して再度入社したことにより、二つの社員番号が付与されたと考えるのが自然である。

また、B 社は、「当時の給与関係書類等は保管していない。」と回答している上、申立人も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5079 (事案 1607 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から49年12月31日まで

前回の年金記録確認第三者委員会の審議結果によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから記録の訂正は認められないとしている。

今回、新たに、私がA社の厚生年金保険被保険者資格の喪失届出を依頼した社会保険労務士及び同社の元同僚の連絡先が分かった。

また、新たな関連資料として、平成5年11月12日に社会保険事務所(当時)が発行した資料を提出する。

申立期間当時の私を知る二人と今回提出する資料により、A社が厚生年金保険の適用事業所であり、私が申立期間において同社の厚生年金保険被保険者であったことが分かると思うことから、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る申立てについて、申立人は、同社の法人登記簿において、昭和47年8月17日から48年8月31日まで監査役として登記されていることが確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、社会保険庁(当時)には、同社に係る厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな証言者として、連絡先が分かった社会保険労務士及び同僚1名の名前を挙げているが、当該社会保険労務士は、「私は、B社（申立人がA社の次に勤務した事業所）の社会保険事務手続は担当していたが、A社については、担当していない。」と供述している。

また、申立人が名前を挙げたA社の同僚は、「私は、申立期間当時にA社に入社した。私が同社に勤務していた期間は、国民年金に加入していた。申立人が同社の経理を担当していた記憶はあるが、厚生年金保険の事務を担当していたかは分からない。」と供述している。

さらに、申立人は、新たな関連資料として、平成5年11月12日に社会保険事務所が発行したとする資料を提出しているが、当該資料について、年金記録のデータを管理している日本年金機構に照会したところ、「申立人が提出した資料は、フォントや使用されている文字等について不自然な点が多く見受けられることから、当該資料が発行されたとする平成5年当時社会保険事務所が社会保険オンラインシステムの端末を使用して作成、交付した年金記録の画面印字がそのまま提出されているとは言い難い。」と回答している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 10 月から 23 年 1 月 15 日まで

私は、昭和 18 年 10 月頃に A 社 B 支店に入社し、C 市にあった D において 23 年 1 月 14 日まで E 職として勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。再度調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社は、C 市にあった D において F 業務を行っていた記録があると回答しており、申立人の挙げた同僚 1 名も申立期間に申立人と共に勤務していたと証言していることから、当該期間において申立人が D に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚は、「私は G 県で現地採用となり D において勤務したが、申立期間当時に給与から保険料を控除された記憶は無く、A 社 B 支店の被保険者記録は無い。」と供述している。

また、申立期間の A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び上記の同僚を含め申立人の挙げた数名の同僚は、被保険者記録が見当たらないほか、申立人及び上記の同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、いずれも同社 B 支店の被保険者記録は見当たらない。

さらに、申立人は複数の同僚と共に G 県で現地採用となり D において勤務していたと述べているところ、申立期間当時の A 社 B 支店の労務担当者は、同社における厚生年金保険の取扱いについて、同社本社又は同社 B 支店で採用した者については正社員として加入させていたが、D で勤務した現地採用者については、ほとんど加入させていなかった旨の回答をしてい

る。

加えて、申立人は厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月1日から同年8月30日まで
② 昭和44年6月1日から同年9月10日まで

私は、昭和44年6月1日から2社（A社及びB社）に勤務し、A社は同年8月末頃に退職、B社も同年9月10日頃に退職した記憶があるが、厚生年金保険の記録によると、これら2社に勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

私は、A社及びB社において厚生年金保険被保険者であったと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の同僚の名前を記憶しておらず、同社は、「当時の資料を確認したが、申立人が在籍していた記録は無い。」と回答しているほか、同社に係る雇用保険の記録も確認できないことから、申立人の同社における勤務実態が確認できない。

また、A社の総務担当者は、「申立人のように2か月の短期勤務では、厚生年金保険に入れていない可能性がある。」と証言しているほか、同社の複数の同僚が、「A社は、当時、入社日からは厚生年金保険に入れていなかった。」と証言している。

申立期間②について、申立人は、B社の同僚の名前を記憶しておらず、同社は、「申立期間当時の人事記録等の資料が無いことから調査不能である。」と回答しているほか、同社に係る雇用保険の記録も確認できないことから、申立人の同社における勤務実態が確認できない。

また、B社の複数の同僚が、「当時、B社は、入社日からは厚生年金保険に入れていなかった。当時、同業種のどこの会社でも入社日からは入れ

ていないと思う。」と証言している。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年から平成 2 年 7 月頃まで

私は、昭和 52 年から平成 2 年 7 月頃まで、A 組合（現在は、B 組合）の C 店及び D 店で E 業務等に従事していた。フルタイムで勤務しており、同組合から健康保険被保険者証ももらっていたので、厚生年金保険にも加入しているものと思っていた。同組合を退職する際に夫の扶養と国民年金加入の手続を行った記憶もあるので、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、F 健康保険組合の加入記録及び同僚の証言から、申立人が昭和 52 年 9 月 8 日から平成 2 年 7 月 30 日まで A 組合に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、A 組合は、G 共済組合の加入団体となっているが、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、B 組合は、正職員については共済組合に加入させるが、パート・アルバイトは就業規定により厚生年金保険に加入させない取扱いとしていた旨を回答しているところ、申立人は、G 共済組合の加入記録が無い上、B 組合は、申立人の雇用形態はパートであったと思われると回答している。

また、申立人と同様にフルタイムのパート従業員であった者も、A 組合における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、平成 17 年 8 月 1 日から A 市の臨時的任用職員として勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が同年 10 月 1 日となっている。同年 8 月及び同年 9 月は国民年金を納付したことになっているが、同市で勤務していたことが確認できる書類があるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市が保管している平成 17 年 8 月から同年 11 月までの給与明細書及び臨時的任用職員出勤確認表から、申立人が申立期間において A 市の臨時的任用職員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記の給与明細書によると、申立期間に係る平成 17 年 8 月分及び同年 9 月分の給与からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、平成 17 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額が、A 市が保管する申立人の同年の給与明細書に記載されている社会保険料額と一致することからも、申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A 市は申立人に係る労働契約書等を保管していないとしているほか、給与明細書には、保険料が控除されていないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除は行っていないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 26 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 6 月 25 日まで A 県の B 社で勤務し、その後すぐに、C 社に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録は資格取得日が同年 8 月 1 日になっている。前職を退職し、すぐに引っ越し勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社を退職後、C 社に入社した経緯を記憶していることから、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C 社は、「当社では、申立期間当時、試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」と回答しているところ、同社に勤務していた複数の同僚も、「申立期間当時は、試用期間があった。」と証言している。

また、申立人が、ほぼ同時期に C 社に入社したと名前を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は申立人と同日の昭和 42 年 8 月 1 日となっている上、同社に勤務する複数の同僚もその記憶する入社日と被保険者資格の取得日が異なるとしていることから、同社は、入社から一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、昭和 42 年 9 月 2 日に C 社で払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月から 31 年まで

私は、申立期間にA社でB職として勤務していたが、その期間の厚生年金保険の記録が全て欠落している。

勤務したことは間違いないので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の事業主の回答及び申立人の勤務に係る記憶から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の現在の事業主は、「厚生年金保険には、申立期間当時から現在まで、会社としては加入していない。」と述べているところ、同社は、オンライン記録において、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、オンライン記録において、A社の申立期間当時の事業主は、申立期間において厚生年金保険の記録は無いことが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についてうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月頃から同年 8 月頃まで
② 昭和 50 年 7 月頃から同年 10 月頃まで
③ 昭和 55 年 4 月頃から同年 7 月頃まで
④ 昭和 55 年 7 月頃から 56 年 9 月頃まで
⑤ 昭和 56 年 10 月頃から 57 年 5 月頃まで

私は、昭和 41 年 4 月に知人の紹介で A 社に入社し、その後、いくつかの会社を経て 50 年 7 月頃、B 社で I 業務を担当し正社員として 3 か月勤務し、その後、C 社に勤務していた。55 年 4 月頃から 3 か月、D 社に勤務し、間を空けることなく E 社に入社した。その後、間を空けることなく 56 年 10 月頃から 57 年 5 月頃まで F 社に勤務していた。同社には当時の同僚が在職しているので、この者の記録を確認すれば私の厚生年金保険被保険者記録が確認できるはずである。

それぞれの申立期間において、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間①から⑤までについて厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は A 社に、当時同社に勤務していた知人から紹介を受けて入社したと主張しているが、申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①において被保険者資格を有する複数の同僚に、申立人の勤務実態について確認しても、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務形態及び保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

さらに、申立人がA社に入社する際に同社を紹介してもらったとする知人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和41年6月5日と記載されており、申立人が同社に入社したとする同年4月には、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認でき、同社は入社から一定期間において厚生年金保険の資格取得の届出を行っていた状況がうかがわれる。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の事業主も所在不明のため、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人はB社でI業務を担当し、正社員として3か月間勤務したと主張しているが、雇用保険の被保険者記録は確認ができない。

また、申立人はB社で一緒に勤務していた同僚の名前を覚えていない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②において被保険者資格を有する複数の同僚に、申立人の勤務実態について確認しても、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務形態及び保険料の控除に係る供述を得ることができなかつた。

さらにB社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の事業主も所在不明のため、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人はD社でJ業務を行っていたと主張しているが、雇用保険の被保険者記録は確認ができない。

また、オンライン記録によると、D社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社の代表取締役も申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、申立人はD社で一緒に勤務していた同僚の名前を覚えていないことから、同僚からの証言を得ることができない。

申立期間④について、申立人はE社でK業務を行っていたと主張しているが、雇用保険の被保険者記録は確認ができない。

また、オンライン記録によると、E社は、平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間④当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人はE社で一緒に勤務していた同僚の名前を覚えていないことから、同僚からの証言を得ることができない。

加えて、E社は平成16年9月1日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、同社における申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑤について、申立人は当時の同僚の名前を記憶しており、F社に問い合わせを行ったところ、この同僚の在職が確認できたことから、同社に申立人が勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、F社は、平成 21 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑤当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は「F社には当時の同僚が在職しているので、この者の記録を確認すれば自分の年金記録が確認できるはずである。」と主張しているが、同社の現在の事業主から、「当該期間当時、会社は厚生年金保険には加入していなかった。」との証言を得ている上、オンライン記録から上記の同僚は申立期間において、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 1 日から 48 年 6 月頃まで

私は、昭和 34 年 4 月頃から 48 年 6 月頃まで、A社でB職として勤務していた。入社当初は内弟子だったため、厚生年金保険には加入していなかったと思うが、会社が株式会社となった 40 年 2 月頃に厚生年金保険に加入したはずである。

ところが、厚生年金保険の記録では、私のA社における被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうちの一部期間における雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、自身は職人だったと供述しており、複数の同僚も同様の供述をしているところ、当該同僚が、「当時、職人は、本人が希望し、社長が承認した人だけが厚生年金保険に加入したが、ほとんどの職人は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、A社は、「当時の資料は保管していないが、職人は請負契約であった。本人の希望がなければ厚生年金保険に加入させることは無かったと考えられる。」と回答している。

さらに、雇用保険の記録から、申立人は、申立期間以降において、複数回A社に勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、これらの期間は、いずれも厚生年金保険被保険者となっていないことが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの期間については、国民年金の申請免除期間であることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 24 日から同年 4 月 1 日まで

父が経営していた会社に、昭和 48 年 3 月末日まで勤めていたが、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が同年 3 月 24 日となっている。今は父も亡くなり、会社も廃業しているので、厚生年金保険料の控除について確認はできないが、当時兄も同じ会社に勤務しており、厚生年金保険料の未納の事実はない。また、私の厚生年金保険被保険者証の隅に資格喪失の年月日と保険料の記入があるので調査し、資格喪失日を同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 3 月末日までA社に勤務していたと主張している。

しかし、申立人がA社の後に勤めたB社の事業主は、当時のことを手帳に記録しており、「申立人が昭和 48 年 3 月 12 日に同事務所に挨拶にきて一緒に食事をした。」、「同年 3 月 14 日には申立人を紹介してくれた事務所に挨拶に行っている。」、「同年 3 月 16 日には申立人の歓迎会をした。」、「申立人は同年 3 月 26 日からB社に勤務している。」と述べている。

また、申立人が提出した厚生年金保険被保険者証の初めて資格を取得した年月日欄には、昭和 45 年 1 月 5 日と記載され、同被保険者証の右下の余白に「資格喪失 24 48-3-24 ¥52,-」とメモ書きされているところ、この記載内容は、申立人のオンライン記録及び申立てに係る事業所別被保険者名簿のそれぞれの資格喪失日及び資格喪失時の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、当時の事業主は既に死亡している上、申立期間当時の同僚 7 名

のうち連絡先が判明した3名に申立人の退職した日を照会したが、いずれも記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

加えて、申立人の申立期間の雇用保険の記録は無く、申立人も申立期間の保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 1 日から 13 年 11 月 16 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、その前の期間より低額となっているが、年俸額や給与形態の変更があった記憶が無い。標準報酬月額の遡及訂正が行われた可能性が考えられるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、その前の期間より低くなっていることから、標準報酬月額の遡及訂正が行われた可能性が考えられると申し立てている。

しかしながら、複数の同僚から提供された、A 社が従業員に通知した平成 12 年 7 月 4 日付けの「12 分割給与の 16 分割への変更について」には、同社では、それまで年俸を 12 分割で支給していた従業員について、16 分割での支給方法に変更し、それに伴う新社会保険料の控除を開始する旨の記載があるところ、申立期間当時の同社の全被保険者について標準報酬月額の記録を調査した結果、支給方法の変更の対象となったとみられる多数の同僚についても、申立人と同様に、標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「年俸を 12 分割で受け取っていた従業員には、年俸の支給方法を 16 分割に変更する旨の説明会を何度か開催した。その変更時期については、個別に対応した記憶がある。」と述べている。

さらに、12 分割給与から 16 分割給与に変更となったと述べている複数

の同僚は、給与支給方法が変更になったことにより、厚生年金保険の標準報酬月額が減額されたことを記憶しており、「減額された後の標準報酬月額は、所持している給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額である。」と述べている。

加えて、申立期間に係るC健康保険組合の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、申立人及び複数の同僚のA社に係るオンライン記録からは、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は認められない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を所持しておらず、B社も「保存期間が経過しているため、提供できる資料は無い。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社の資格取得日が昭和 62 年 6 月 1 日、資格喪失日が平成 2 年 2 月 27 日と記録されているが、実際は同年 2 月末日（28 日）まで勤務し、資格喪失日は同年 3 月 1 日のはずである。同年 2 月の厚生年金保険料を給与から控除されており、給与明細書を所持しているので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書から、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失月である平成 2 年 2 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、雇用保険の記録から、A社における申立人の離職年月日が平成 2 年 2 月 26 日となっており、オンライン記録と一致している上、申立人が提出した同年 3 月の給与明細書から、申立人の同社における離職日は同日であると認められる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成 2 年 2 月 27 日であり、申立人の主張する同年 2 月は、厚生年金保険の被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月1日から39年9月1日までの期間、41年1月頃から同年10月頃までの期間及び42年2月頃から46年7月頃までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和39年9月1日から41年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から39年9月1日まで
② 昭和39年9月1日から41年1月1日まで
③ 昭和41年1月頃から同年10月頃まで
④ 昭和42年2月頃から46年7月頃まで

昭和37年4月1日から39年9月1日までA社に勤務した期間、41年1月頃から同年10月頃までC社に勤務した期間及び42年2月頃から46年7月頃までD社に勤務した期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。また、39年9月1日から41年1月1日までB社に勤務した期間の標準報酬月額が低く記録されている。

申立期間①、③及び④について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の具体的な勤務期間に係る記憶及び申立人が記憶している同僚の氏名がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、「若い年代の人は厚生年金保険に加入させていなか

ったと思う。私も入社後、しばらくしてから資格を取得した。」と述べている上、申立人が記憶する同僚について、事業主が記憶している入社時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期は大きく相違していることがA社に係る前記の被保険者名簿から確認できる。

また、申立人が記憶する同僚は、「私は入社が早かったが、厚生年金保険に加入するまで年数があり、その間は国民年金に加入し保険料を納付した。」と述べているところ、当該者の国民年金保険料の納付記録は、前述の供述とおおむね合致していることが確認でき、A社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る前記の被保険者名簿を見ても当該期間に申立人の氏名が見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は、当該期間の勤務実態及び保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、申立人は、給与明細書など保険料の控除を確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人の具体的な勤務に係る記憶及び申立人が記憶する同僚をほかの同僚が記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がC社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、当時、C社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、C社の顧問税理士事務所は、同社は平成10年3月1日に厚生年金保険に加入したとしており、オンライン記録と一致している。

さらに、上記の税理士事務所は、C社は厚生年金保険に加入する以前は、従業員それぞれが国民年金に加入していたと証言している上、同僚は、「C社は平成10年3月1日に厚生年金保険に加入した。」と証言しているところ、当該同僚は、当該期間において厚生年金保険に加入しておらず、同社が適用事業所となった日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、給与明細書等の保険料の控除を確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④について、申立人の具体的な勤務に係る記憶及び申立人が記憶するD社の事業主が同社の商業登記簿謄本において代表取締役であったことが確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当時、D社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主は、「会社を健康保険組合に加入させようとしたが、厚生年金保険に加入することが条件となっているため断念した。従業員はそれぞれが国民年金に加入し、保険料を納付している。現在も、厚生年金保険に加入していない。」と証言している。

さらに、申立人は、給与明細書等の保険料の控除を確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、B社に係る標準報酬月額が低く記録されていると申し立てている。

しかし、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみが同僚の標準報酬月額と比較して低額であるとの事情は見当たらない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿において、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見られない。

さらに、事業主は、B社は既に廃業し、賃金台帳等関連資料は保管されていないので申立人の給与について確認することはできないとしている。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年頃から22年頃まで

私は、昭和21年頃、F県GにあったA社に入社し、22年頃に退社したが、その期間の全ての厚生年金保険被保険者記録が無いので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、法人の名称及びH県のA社の工場の所在地などを正確に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は昭和25年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は連絡先が不明のため、当時の事情を聴取することができない。

また、A社の厚生年金保険被保険者で連絡の取れた同僚2名に照会したところ、2名ともH県の同社の工場に勤務していたと述べているものの、申立人の勤務実態及び保険料控除についての供述は得られなかった。

さらに、事業主及び事業主代理人は、A社の被保険者となっていない上、申立人が姓を記憶している女性の同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその姓は見当たらない。

このほか、厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年から 47 年まで
年金事務所の記録によると、A社に勤務した昭和 45 年から 47 年までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたと述べていることから、申立期間において、同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者8名に照会したところ、回答があった4名のうち1名は、「当時、A社の建物は2階建てであり、2階は同社の事務所、1階はB社の工場であったと記憶している。申立人は、1階の工場でC職として、勤務していた。」と証言しており、ほかの3名も、「申立人は、1階の工場でC職として、勤務していた。」と証言していることから、申立人は、A社ではなくB社の社員として勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 49 年 1 月 5 日であり、申立期間当時は、適用事業所となっていない。

また、申立人及びその同僚は、「工場で勤務していたのは申立人を含め、2名だけであった。」旨を述べているところ、申立人が一緒に勤務したとする上司は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名は見当たらず、B社が適用事業所となった昭和 49 年 1 月 5 日付けで、同社の厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社及びB社の当時の事業主は、いずれも既に死亡しており、申立人の上司に対して照会を行ったものの回答を得ることができなかったことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できない。

加えて、上記の被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年12月1日から9年3月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成9年3月1日から同年3月31日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から9年3月31日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた期間の被保険者記録が欠落している。会社から給与明細書はもらっていないが、金融機関の口座に振り込まれた金額は、給与から厚生年金保険料が控除された金額のはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

オンライン記録において、申立人は、申立期間のうち、平成9年3月1日から同年3月21日までの期間についてはA社における厚生年金保険被保険者となっていることから、当該期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正をする必要は認められない。

申立期間のうち、平成8年12月1日から9年3月1日までの期間については、雇用保険の記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「厚生年金保険の加入手続は、入社後の試用期間（約3か月）が経過した後に行っていた。したがって、申立人の給与からは、雇用保険料及び所得税を控除したのみである。」と回答しており、同社か

ら提出された給与台帳により、平成8年12月から9年3月までの間、申立人に係る給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、上記台帳に記載された差引支給額は、申立人から提供された預金通帳に記載されたA社からの給与振込額と一致している。

また、申立人の当時の同僚は、「A社では、3か月の試用期間があり、自身も厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち平成8年12月1日から9年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、平成9年3月21日から同年3月31日までの期間については、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は同年3月20日となっており、申立人の厚生年金保険の記録と一致している。

また、A社は、「申立人が入社後、3か月の使用期間が経過したので、平成9年3月1日付けで申立人に係る厚生年金保険の加入手続を行ったが、申立人は同年3月の途中で退社した。なお、申立人の同年3月分の給与からは厚生年金保険料を控除しておらず、全額会社負担として納付した。」と回答しており、上記給与台帳においても、申立人の退職日は同年3月21日となっている上、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成9年3月21日から同年3月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 30 日まで
② 昭和 39 年 4 月 26 日から 41 年 5 月 1 日まで

私は、中学校を卒業してA社に就職した。学校の紹介なので厚生年金保険には加入していたと思う。昭和 39 年 4 月からは実家近くの親戚の人の縁でB社に入社して 41 年 4 月 30 日まで勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の取締役の証言から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は平成3年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていない。

また、上記の取締役は、当該期間は、A社は厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料は控除していなかったと証言しているところ、同氏の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同社が適用事業所となった平成3年3月1日であることが確認できる。

さらに、申立人は厚生年金保険料の控除についての記憶は無い上、保険料控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

申立期間②について、B社において厚生年金保険の被保険者期間のある同僚に照会したが、申立人の勤務期間に係る証言が得られなかった。

また、B社は既に解散している上、事業主も既に死亡しており当時の状況は不明である。

さらに、申立人は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 39 年 4 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているこ

とが確認でき、オンライン記録と一致している上、遡及訂正等不自然な記載は見られない。

加えて、申立人は、保険料控除についての記憶は無い上、保険料控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から24年9月1日まで
私は、昭和24年8月31日までA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の記録が23年12月1日までとなっている。同社の身分証明書と当時の定期乗車券を所持しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された身分証明書に氏名、会社名及び通勤区間（B駅からC駅まで）が記載されているところ、定期乗車券には乗車区間がB駅からC駅までと記載され、有効期間が昭和24年1月26日から同年7月25日までと記載されていることから、申立人が申立期間の一部期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が申立期間において一緒に勤務していたと記憶している2名の同僚の被保険者資格の喪失日は申立人と同様に昭和23年12月1日であることが確認できる。

また、前記の2名の同僚は、所在不明であることから、申立人の申立期間に係る保険料控除及び被保険者資格喪失に至った経緯について確認することができない。

さらに、A社は既に解散している上、事業主の連絡先が不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社は昭和24年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間の一部は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社に係る前記の被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日は、昭和23年12月1日となっており、この記録は遡って訂正された等の不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 24 日から 45 年 4 月 20 日まで

私は、申立期間において、会社名は記憶していないが、A市に事務所があった会社所属のB国船籍の船舶であるCに船員として乗船し、昭和45年4月20日にB国で下船した。

同僚等の名前は記憶していないが、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳には、申立期間に係る乗船記録は無いものの、申立人が提出したパスポートにより、申立人は昭和 44 年 4 月 24 日から 45 年 4 月 20 日まで船舶Cに乗っていたことは推認できる。

しかしながら、船員保険被保険者の対象者は、船員法第1条及び船員保険法第2条により、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令で定める船舶に乗り組む船員及び海員並びに予備船員と規定されているほか、外国法人等に派遣される日本人船員への船員保険法適用は、昭和 51 年 4 月 1 日からであったところ、申立人は、「乗船した船舶CはB国の船籍であった。」と供述しており、国土交通省海事局は、「日本船籍のCという船舶は無い。」と回答している上、年金事務所は、「Cという船舶は、船員保険の適用船舶には見当たらない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時、A市にあったとされる会社名及び船舶所有者を記憶していないほか、同僚の名前も記憶していないことから、事業主を特定することができず、勤務実態及び船員保険料の控除についての証言も得ることができない。

さらに、申立人は、船員保険料を事業主により給与から控除されていた

事実が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 2 月から 15 年 1 月まで

私は、昭和 47 年 2 月に A 社を厚生年金保険に加入させ、平成 15 年 1 月まで同社の代表取締役であった。

年金事務所から標準報酬改ざんの疑いの通知を受け、初めて申立期間の標準報酬月額が 62 万円から 9 万 8,000 円に下げられていることを知った。

標準報酬月額を変更した記憶は無いので、62 万円に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、56 万円と記録されていたが、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 15 年 2 月 1 日より後の同年 2 月 12 日付けで、9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A 社の商業登記簿謄本から、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の遡及訂正についての説明を受けておらず同意していないと主張しているが、申立期間において厚生年金保険料を滞納していたと述べているほか、「社会保険事務所（当時）から呼び出され、印鑑を持参し、何かの書類に押印した。」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る訂正処理に同意しながらその処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月30日から同年7月1日まで
オンライン記録では、B社に勤務していた期間のうち、平成10年6月30日から同年7月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者記録となっていない。私は、前職のA社及びB社の両社とも取締役就任しており、退任時の年度は違うが、両社とも6月29日の株主総会に出席し、退職（退任）しているため、A社の資格喪失日が7月1日であるのに、B社の資格喪失日が6月30日となっているのはおかしい。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社では前職のA社と同様に取締役就任し、年度は違うが、両社とも6月29日の株主総会に出席した後に退任しているため、B社の資格喪失日はA社と同様に7月1日になるはずである。」と主張している。

しかし、B社は、「申立人の退職日は平成10年6月29日である。」と回答している上、同社及び申立人が提出した同年6月29日開催の「第7期定時株主総会議事録（写し）」の第2号議案及び第3号議案により、申立人が同日付けで同社の取締役を任期満了により退任していることが確認できる。

また、B社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しにより、事業主は、平成10年6月30日を申立人の資格喪失日として社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控

除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 28 日から 61 年 1 月 1 日まで
私が A 社（現在は、B 社）を離職した日は、昭和 60 年 12 月 31 日である。被保険者記録照会回答票では、同年 12 月 28 日が資格喪失日となっており事実と異なる。同年 12 月分の給与明細書に厚生年金保険料の控除が確認できることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 12 月の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を所持しており、A 社における離職日は、同年 12 月 31 日であると主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録から確認できる申立人の A 社における離職日は、昭和 60 年 12 月 27 日となっているところ、C 厚生年金基金の加入員記録から確認できる申立人の厚生年金基金の資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である同年 12 月 28 日となっており、両者の記録は一致している。

また、申立人から提出された昭和 60 年 12 月分の給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除について、B 社及び A 社の当時の同僚は、「申立期間当時、厚生年金保険料は翌月控除の方法を採っていたと思われるため、同年 12 月分の給与から控除された厚生年金保険料は、同年 11 月の厚生年金保険料であると思う。」と供述している。

上記の供述について、申立人から提出された給与明細書を検証したところ、定時決定により昭和 60 年 10 月に改定された標準報酬月額に基づく保険料の控除が開始されているのは、同年 11 月分以降の給与明細書からで

あることが確認できることから、同年 12 月分の給与から控除された厚生年金保険料は、同年 11 月の厚生年金保険料であると考えられる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 21 日から 5 年 7 月 1 日まで

ねんきん定期便によると、私の A 社における標準報酬月額は、入社から 1 年後に約 5 万円増額している。しかし、同社に在籍中、1 年間に 5 万円近く昇給があった記憶は無く、給与は、入社時から月額 18 万円ぐらいだったと記憶している。ねんきん定期便に記載されている同社入社時の標準報酬月額の記録は何かの間違いであると思われるため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者資格の取得日（平成 4 年 8 月 21 日）においては 14 万 2,000 円、平成 5 年 7 月 1 日の随時改定及び同年 10 月 1 日の定時決定においては 19 万円と記録されていることが確認できる。

このことについて、申立人は、A 社在籍中に 1 年間で給与額が大幅に上昇した記憶は無く、入社時からずっと 18 万円ぐらいの給与額であったため、資格取得時の標準報酬月額が誤っているのではないかと主張しているところ、同社では入社時の給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる資料等が無いため、入社した当初の厚生年金保険料控除額等を確認することができない。

しかしながら、A 社が提出した申立人に係る平成 4 年 11 月分、5 年 6 月分及び同年 7 月分の給与明細書によると、当該月の給与支給額は申立人の主張する 18 万円程度であることが確認できるものの、厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額（14 万 2,000 円）に相当す

る額であることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人の被保険者整理番号の前後 15 番の範囲内の被保険者 20 名（標準報酬月額の変更に資格を喪失した被保険者を除く。）について標準報酬月額の推移を調査したところ、資格取得時から次の標準報酬月額の変更時（随時改定又は定時決定）までにおいて、申立人の標準報酬月額は 5 等級上がっているが、調査した 20 名中 18 名も 1 等級から 4 等級までの間で標準報酬月額が上がっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額の届出のみが異なる取扱いであったという事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額が遡及して訂正された記録は認められない上、A社が提出した平成 5 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の事業主控えによると、申立人の従前の標準報酬月額は「142 千円」と印字されており、備考欄には手書きで「7 月月変」と記載されているが、これらの記録はオンライン記録と一致しており、社会保険事務所（当時）の処理に不自然さはない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。